

三春町公共施設等総合管理計画

平成 27 年 10 月

(令和元年 12 月一部改訂)

(令和 4 年 3 月改訂)

福島県三春町

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 概要 | 1 |
| 1 はじめに | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画期間 | 3 |
| 4 対象とする施設 | 3 |
| 第2章 公共施設等を取巻く現状と課題 | 4 |
| 1 人口・世帯数の推移と今後の見通し | 4 |
| (1) 人口・世帯数の推移 | 4 |
| (2) 年齢3区分別人口の推移 | 6 |
| (3) 将来人口の推計と将来展望 | 7 |
| 2 財政収支の見込み | 8 |
| (1) 歳入 | 8 |
| (2) 歳出 | 9 |
| (3) 投資的経費の推移 | 10 |
| (4) 財政状況の見通し | 11 |
| (5) 財政指標の状況 | 13 |
| 3 公共施設等の現状（公共施設） | 16 |
| (1) 施設保有状況 | 16 |
| (2) 建築年別整備状況 | 17 |
| (3) 1人当たりの公共施設の延床面積保有量 | 19 |
| (4) 類似団体との比較 | 19 |
| (5) 耐震化の実施状況 | 20 |
| (6) 有形固定資産減価償却率の推移 | 21 |
| (7) 過去に行った対策等の実績 | 22 |
| (8) 施設保有量の推移 | 23 |
| 4 公共施設等の現状（インフラ施設） | 24 |
| (1) 道路保有状況 | 24 |
| (2) 橋梁保有状況 | 25 |
| (3) 水道施設保有状況 | 26 |
| (4) 下水道施設保有状況 | 28 |
| 第3章 公共施設等の将来負担費用の課題 | 30 |
| 1. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（耐用年数で単純更新する場合） | 31 |
| (1) 公共施設（公共系建築物）における考え方 | 31 |
| (2) インフラ施設における考え方 | 32 |
| 2. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（長寿命化等対策を講ずる場合） | 35 |
| (1) 公共施設（公共系建築物）における考え方 | 35 |
| (2) インフラ施設における考え方 | 36 |
| 3 公共施設等の中長期的な経費の見込み額 | 37 |
| (1) 耐用年数で単純更新する場合 | 37 |
| (2) 長寿命化等対策を講ずる場合 | 38 |
| 4 人口減少による将来負担費用の推計 | 39 |
| 5 長寿命化等対策の効果 | 40 |
| 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方 | 41 |
| 1 基本的な考え方 | 41 |
| 2 具体的な取組み方策 | 42 |
| (1) 公共施設等に係る計画の進行管理 | 42 |
| (2) 公共施設における取組み方策 | 43 |
| (3) インフラ施設における取組み方策 | 46 |
| (4) 公営企業資産における取組み | 47 |
| (5) ユニバーサルデザイン化の推進 | 47 |
| (6) 地球温暖化対策の推進 | 47 |
| (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 | 48 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について | 52 |
| 1 公共施設の管理に関する基本的な方針について | 52 |
| (1) 町民文化系施設 | 52 |
| (2) 社会教育系施設 | 52 |
| (3) 行政系施設 | 52 |
| (4) 産業系施設 | 53 |
| (5) スポーツ・レクリエーション施設 | 53 |
| (6) 学校教育系施設 | 54 |
| (7) 子育て支援施設 | 54 |
| (8) 保健・福祉施設 | 55 |
| (9) 医療施設 | 55 |
| (10) 公営住宅 | 55 |
| (11) 供給処理施設 | 56 |
| (12) 公園 | 56 |
| (13) その他施設 | 56 |
| 2 インフラ施設の管理に関する基本的な方針について | 57 |
| (1) 道路 | 57 |
| (2) 橋梁 | 57 |
| (3) 水道施設 | 58 |
| (4) 下水道施設 | 59 |
| 3 公共施設等の縮減目標等 | 60 |
| (1) トータルコストの縮減目標 | 60 |
| (2) 施設保有量に係る縮減目標 | 60 |
| (3) 平準化に係る目標 | 61 |
| 第6章 実行体制の整備 | 62 |
| 1 全庁的な取組み体制の構築、情報管理・共有のあり方 | 62 |
| (1) 推進体制 | 62 |
| (2) 個別施設計画の策定・改訂 | 62 |
| (3) 財政担当との連携 | 62 |
| (4) 町民との協働 | 62 |
| (5) 職員の意識改革 | 62 |
| 2 フォローアップの実施方針 | 63 |

資 料 編

| | |
|--------------------------|------|
| 1 今後10年間の主な公共事業の計画 | 資料-1 |
|--------------------------|------|

第1章 概要

1 はじめに

全国的に公共施設等^{※1}の老朽化対策が大きな課題となっており、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズが変化していることに加え、公共施設^{※2}の老朽化による施設の大量更新時代の到来と義務的経費の増大などによる財政状況の悪化見通し等、公共施設を取り巻く環境について、抜本的な見直しが必要であることが叫ばれています。

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、複合化、転用及び長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

本町においても同様の状況があり、これらの諸問題を解決するために、保有する公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取組みが必要不可欠です。

また、インフラ施設^{※3}については、町民に安全で安心な社会資本を提供するため、施設の計画的かつ効率的な維持管理・補修を継続的に実施していく必要があります。

そこで、「三春町公共施設等総合管理計画」を策定することで、健全で持続可能な自治体経営の実現を図ります。

なお、この計画の内容については、地方公会計の整備に伴い整理される固定資産台帳を活用し精緻化していくことを踏まえ、適宜改訂します。

【図表の合計値について】

図表数値の合計欄は、小数点以下の端数処理の関係上合計値が合わない場合があります。あらかじめご承知おきください。

-
- ※1 公共施設等：公共施設、公用施設等の本町が所有する建築物その他の工作物をいう。
具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木工作物、公営企業の施設（水道施設、下水道施設等）、プラント系施設（廃棄物処理場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。（『公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針』（総務省、H26.4.22）による）
 - ※2 公共施設：いわゆるハコモノ等を指す。本計画における公共施設は、学校や町営住宅等の公共用財産に加えて、庁舎等の公用財産も含む。
 - ※3 インフラ施設：インフラストラクチャー（Infrastructure）の略。本計画におけるインフラ施設は、社会経済活動を支える道路や橋梁等の土木構造物に加えて、企業会計に係る施設等も含む。

2 計画の位置付け

国においては、インフラ施設の老朽化が急速に進展することへの対応として、平成25年11月に、インフラ長寿命化基本計画が策定されました。

この計画では、地方公共団体は、インフラ施設を所管する者として、その維持管理・更新等を着実に推進するため、中期的な取組みの方向性を明らかにする行動計画を策定することとされています。また、当該行動計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定することとされています。

これを受けて、上記の行動計画に該当するものとして、総務省からは、平成26年4月、地方公共団体に対し、速やかに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請されています。

以上のことから、総務省の要請に基づく公共施設等総合管理計画として、本計画を位置付けます。

なお、策定にあたっては、第7次三春町長期計画に定める、自立かつ持続可能な行財政経営の実現に向け、公共施設等を社会情勢の変化に応じた長期的な視点をもって、更新、複合化、転用及び長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の最適な配置、適正な管理に努めることとします。

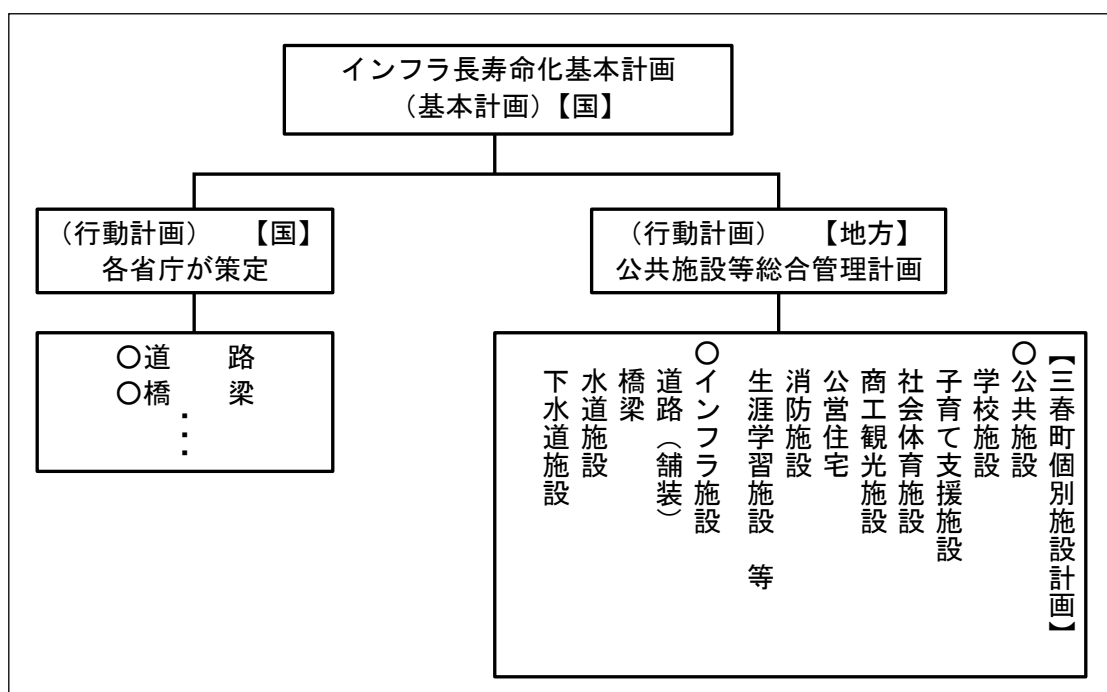


図 1.2.1 計画の位置付け

3 計画期間

計画期間は、平成 27 年度から令和 13 年度までの 17 年間（第 2 回改訂後より 10 年間）とします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じ適宜見直すものとします。

なお、下記のとおり改訂を実施しています。

第 1 回改訂 : 令和元年 12 月

第 2 回改訂 : 令和 4 年 3 月

4 対象とする施設

本町が保有する、庁舎や学校施設等の公共施設及び道路や橋梁等のインフラ施設を対象とします。

表 1.4.1 対象施設

| 施設分類 | 主な施設内訳 |
|-----------------|---|
| 町民文化系施設 | 三春交流館、地区交流館、集会施設 |
| 社会教育系施設 | 歴史民俗資料館、文化伝承館、さくら湖自然観察ステーション、郷土人形館、農具館、埋蔵文化財整理室、国際交流館 |
| 行政系施設 | 三春町役場、文書館、防災センター、消防センター、消防屯所、防災備蓄倉庫、消防三春分署 |
| 産業系施設 | 三春の里田園生活館、ばんとうプラザ、ふれあいの蔵、旧桜中学校交流施設、中町蔵、北町蔵、堆肥センター |
| スポーツ・レクリエーション施設 | 町民体育館、町民第 2 体育館、屋内ゲートボール場、管理棟等（町営貝山プール、町営ボート場） |
| 学校教育系施設 | 小学校、中学校、共同調理場、校長住宅、教職員住宅 |
| 子育て支援施設 | 保育所、幼稚園、子育て支援センター、まほらっこ沢石教室 |
| 保健・福祉施設 | 保健センター、福祉会館、敬老園 |
| 医療施設 | 町立三春病院 |
| 公営住宅 | 町営住宅、高齢者住宅、定住促進住宅、団地集会所 |
| 供給処理施設 | 清掃センター |
| 公園 | 公園管理棟、公園トイレ |
| その他施設 | 倉庫、公衆トイレ、その他の普通財産（三春駅歩道橋、中郷駐在所、旧沢石小学校施設、旧要田中学校施設、旧中妻中学校体育館、旧三春ダム工事事務所等） |
| 道路 | 1 級幹線町道、2 級幹線町道、その他町道 立体交差 |
| 橋梁 | 橋梁（1 級幹線町道、2 級幹線町道、その他町道） |
| 水道施設 | 上水道施設（浄水場、配水池、ポンプ場、管路） 簡易水道施設（水源池、配水池、管路） |
| 下水道施設 | 公共下水道（終末処理場、管路） 農業集落排水施設（排水処理施設、管路） |

第2章 公共施設等を取巻く現状と課題

1 人口・世帯数の推移と今後の見通し

(1) 人口・世帯数の推移

日本の総人口そのものが減少している中、地方では、若い世代の都市部への流出や子どもの減少により、自治体が消滅する可能性があると言われています。第2期三春町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下「人口ビジョン（2020改訂版）」という。）によると、本町の人口は、昭和30年以降減少傾向にあり、一時平成7年に2万人台に回復したもののその後は減少し続けています。

国勢調査によると、令和2年の人口は17,018人となっており、平成7年と比較して14%程度人口が減少しています。世帯数は昭和55年から概ね増加傾向となっており、令和2年には5,977世帯となっています。

なお、令和2年の人口を見ると、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による将来推計と比べて、減少率がやや大きく推移しているといえます。

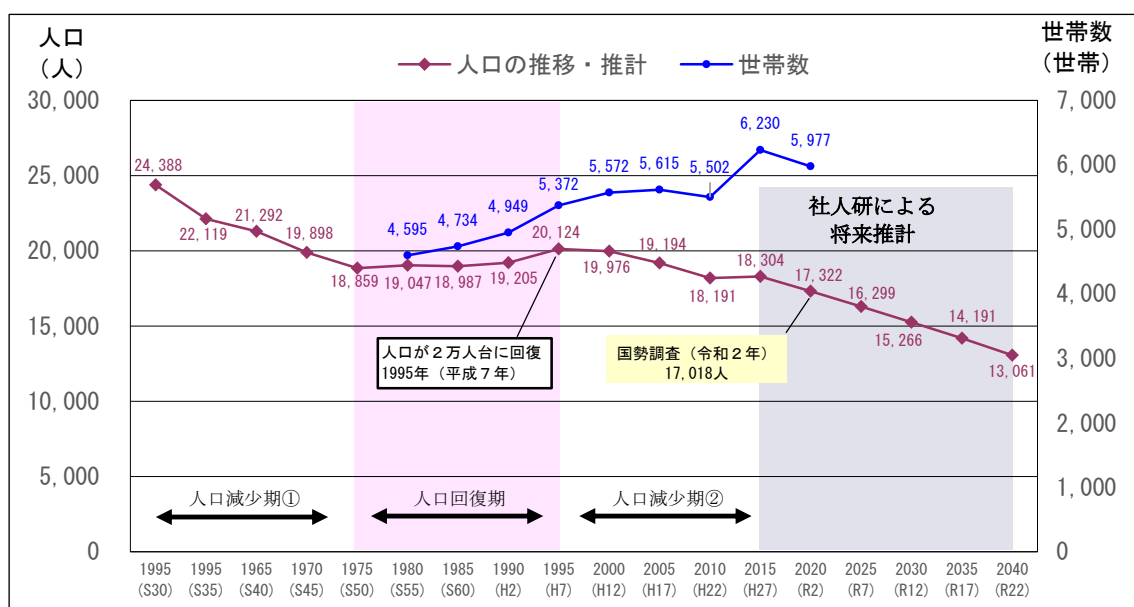


図 2.1.1 人口の推移と見通し

出典 人口ビジョン（2020改訂版）
世帯数は国勢調査より

また、人口ピラミッドを見ると、昭和55年は年少人口（0歳から14歳）と生産年齢人口（15歳から64歳）が、老年人口（65歳以上）より多いピラミッドに近い形状となっています。平成27年では、年少人口の全人口に占める割合が減り、生産年齢人口の上限に当たる60歳から64歳の人口が最も多くなっています。そして、令和22年には、老年人口が増え逆三角形に近い形になると予測されます。

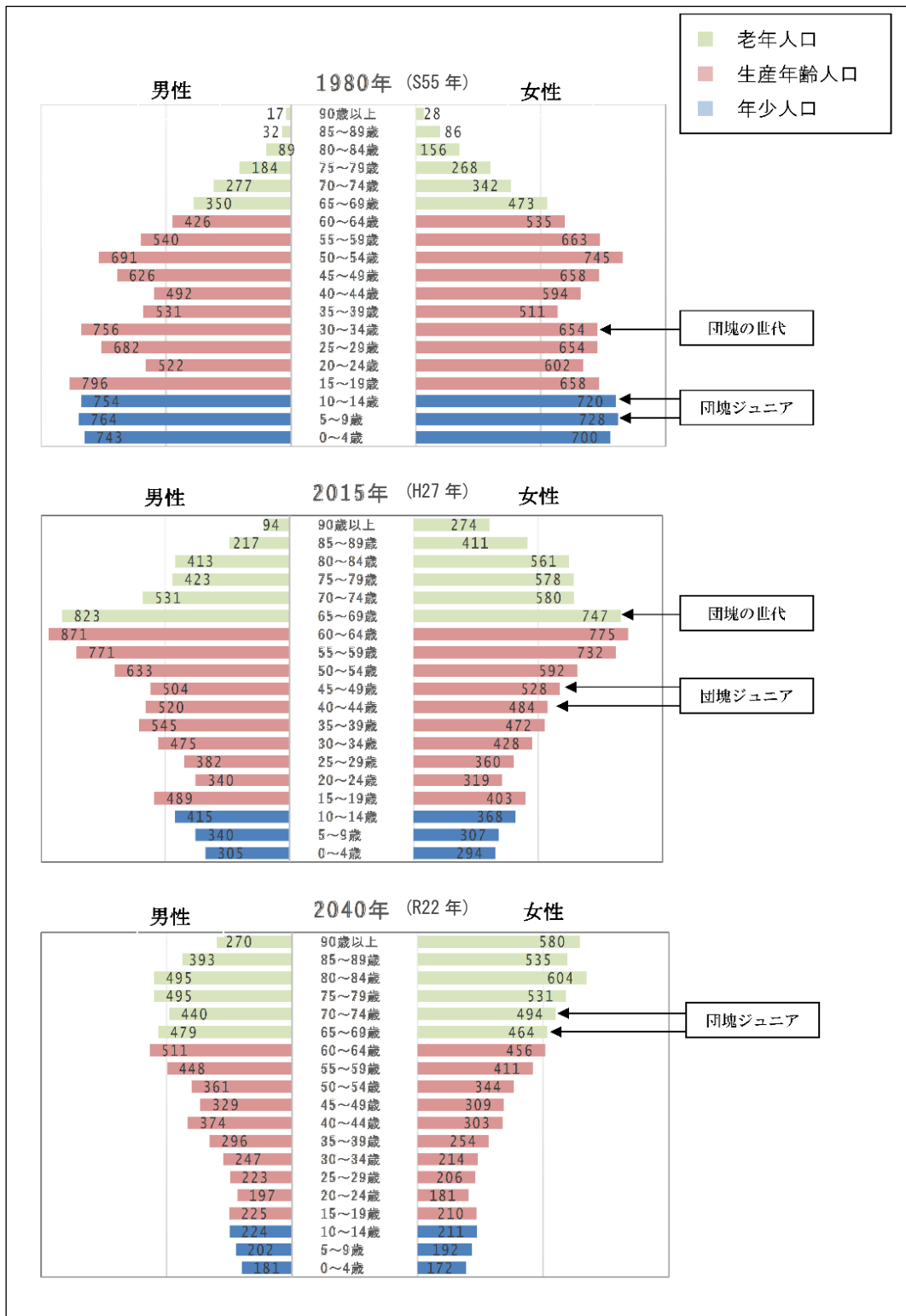


図 2.1.2 人口ピラミッドの推移

出典 人口ビジョン (2020 改訂版)

このことは、やがて町税を中心とする自主財源が減少していく一方で、町の歳出における扶助費の増加や公共施設等を維持するための1人当たりの負担が増加していくことを意味しています。

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、生産年齢人口（15歳から64歳）は、平成7年までは微増または横ばいとなっていますが、平成12年以降は減少しています。年少人口（0歳から14歳）は減少が続いている一方、老年人口（65歳以上）は増加が続いており、平成7年には老年人口が年少人口を上回っています。なお、社人研の推計によると、老年人口も令和12年以降は減少に転ずると推計されています。

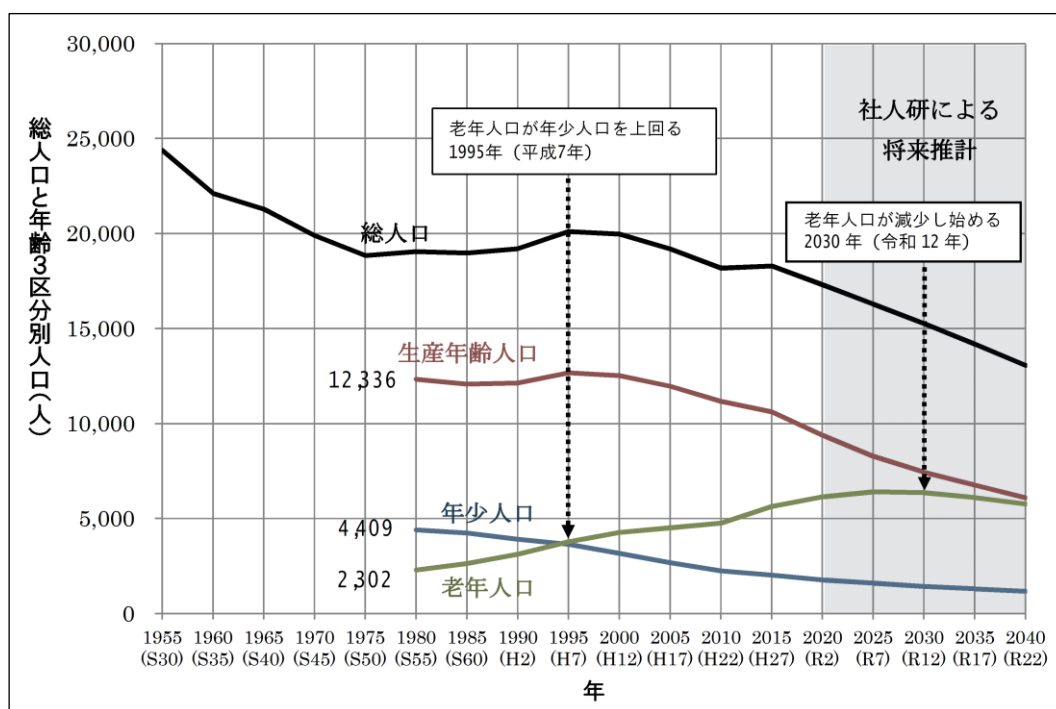


図 2.1.3 年齢3区分別人口の推移

出典 人口ビジョン（2020改訂版）

(3) 将来人口の推計と将来展望

また、年齢構成別にみると、財政負担の中心的な役割を果たす生産年齢人口は少子高齢化の進展に伴い、平成 27 年の 18,304 人から令和 42 年には約 40%減の 8,764 人^{※4}と大きく落ち込むものと推計しています。

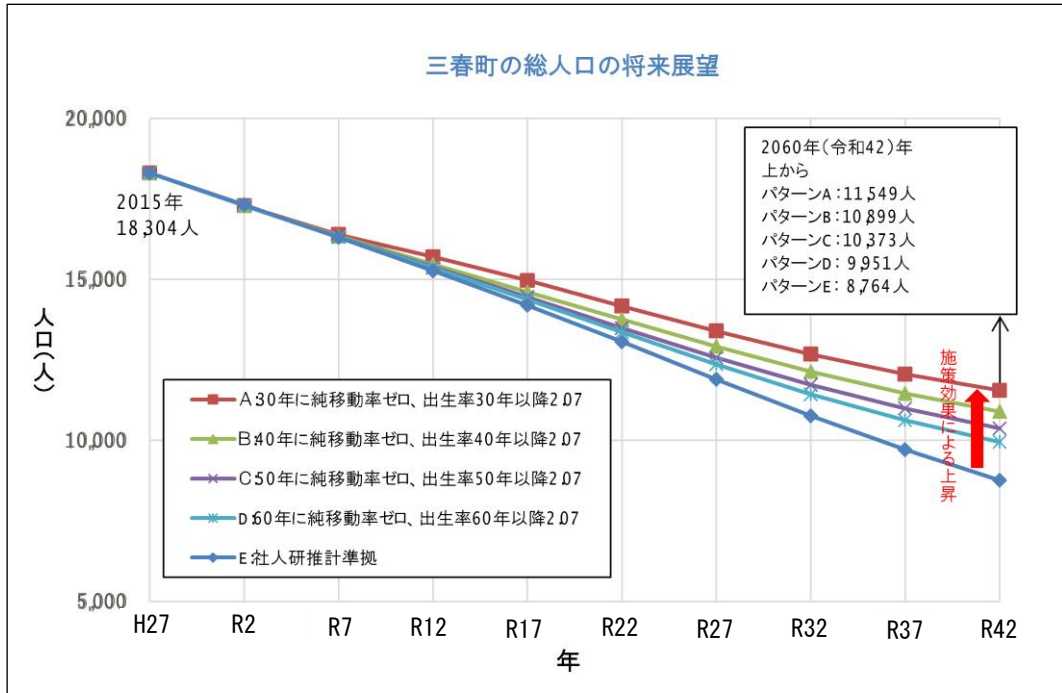


図 2.1.4 三春町の総人口の将来展望

出典 人口ビジョン (2020 改訂版)

これを、「第 2 期三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」によって、しごとの創出や定住化の促進、結婚・出産・子育てに関する施策等を一体的に推進することで、全体の人口減少に歯止めをかけ、生産年齢人口や年少人口の増加を図ります。

こうした施策効果などを踏まえ、三春町の人口の将来展望として、令和 42 年時点の人口を 12,000 人程度維持することを、人口ビジョン (2020 改訂版) で掲げています。

三春町人口の将来展望

2060 (令和42) 年 : 人口 12,000 人程度の維持

※4 『日本の地域別将来推計人口 (平成 30 年推計)』(国立社会保障・人口問題研究所 (平成 30 年 3 月 30 日公表) に準拠し、人口ビジョン (2020 改訂版) において一定条件を仮定して推計したものと推定しています。

2 財政収支の見込み

(1) 歳入

平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間に於ける、本町の歳入に於ける 1 年間当たり平均額は約 96.6 億円となっています。

地方債に於けるは、役場庁舎建設や公共施設の修繕に要する経費として、令和元年から増加となっています。今後も公共施設の修繕に伴う借入が続くものと見込まれ、基金の活用も含めた財源の確保が必要となります。

表 2.2.1 歳入の推移 (百万円)

| 内訳 | 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 平均 |
|---------|----|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 地方税 | | 1,682 | 1,725 | 1,899 | 1,935 | 1,912 | 1,831 |
| 地方譲与税 | | 105 | 104 | 106 | 107 | 109 | 106 |
| 地方交付税 | | 2,748 | 2,769 | 2,548 | 2,743 | 2,917 | 2,745 |
| 国庫支出金 | | 936 | 680 | 528 | 555 | 2,877 | 1,115 |
| 都道府県支出金 | | 3,024 | 759 | 1,517 | 1,693 | 1,153 | 1,629 |
| 地方債 | | 599 | 496 | 467 | 810 | 1,047 | 684 |
| その他 | | 1,503 | 1,523 | 1,484 | 1,504 | 1,744 | 1,552 |
| 歳入計 | | 10,596 | 8,057 | 8,548 | 9,347 | 11,758 | 9,661 |

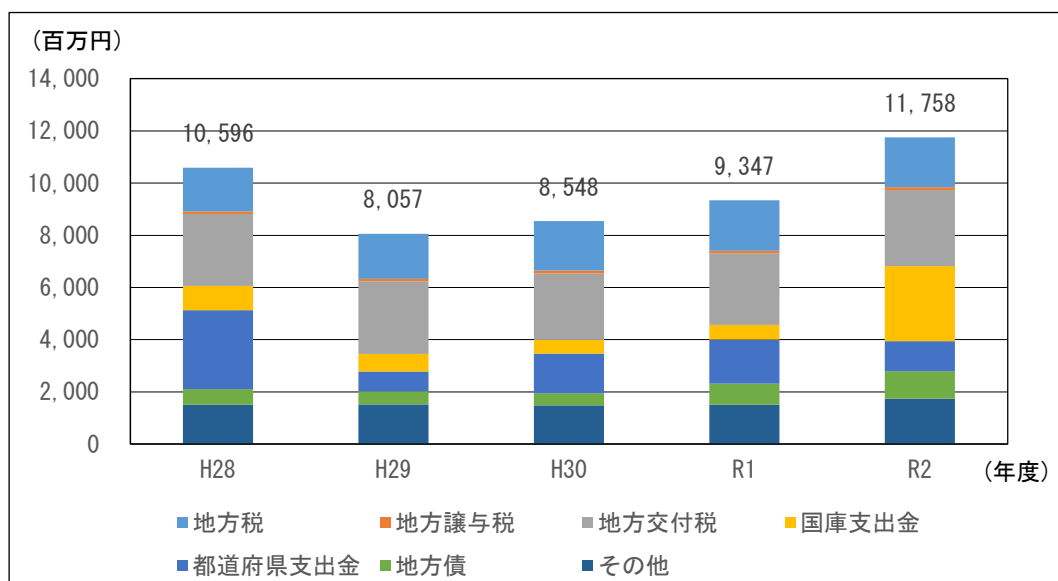


図 2.2.1 歳入の推移

(2) 歳出

平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間に於ける、本町の歳出に於ける 1 年間当たり平均額は約 93.0 億円となっています。

歳出のうち義務的経費については、人件費、扶助費、公債費ともに横ばい傾向となっています。

令和 2 年度の補助費は、新型コロナウイルス感染症に伴う特別定額給付金給付事業等による増加、普通建設事業費は役場庁舎新築工事による増加となっています。

今後は、障がい者福祉や子育て支援の充実等により扶助費の増加が見込まれます。

表 2.2.2 歳出の推移 (百万円)

| 内訳 | 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 平均 |
|---------|----|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 人件費 | | 1,207 | 1,237 | 1,263 | 1,199 | 1,370 | 1,255 |
| 扶助費 | | 845 | 789 | 773 | 788 | 805 | 800 |
| 公債費 | | 740 | 716 | 676 | 624 | 631 | 677 |
| 物件費 | | 3,878 | 1,703 | 2,223 | 2,578 | 2,048 | 2,486 |
| 維持補修費 | | 155 | 146 | 54 | 77 | 91 | 104 |
| 補助費等 | | 1,033 | 1,108 | 1,137 | 1,230 | 2,882 | 1,478 |
| 繰出金 | | 648 | 648 | 675 | 634 | 645 | 650 |
| 普通建設事業費 | | 1,020 | 847 | 826 | 1,452 | 1,943 | 1,218 |
| その他 | | 633 | 486 | 576 | 494 | 975 | 633 |
| 歳出計 | | 10,159 | 7,678 | 8,203 | 9,076 | 11,391 | 9,301 |

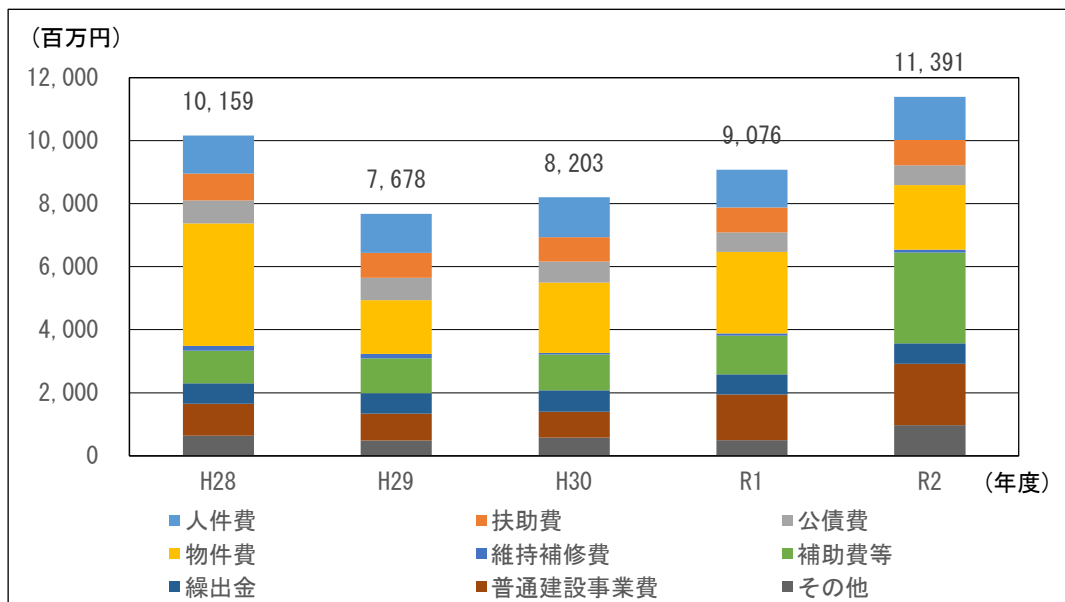


図 2.2.2 歳出の推移

(3) 投資的経費の推移

公共施設の老朽化に伴う更新費用を賄うには、町はどの程度の投資的費用が負担できるかどうかを推測するため、過去の一般会計における投資費用の実績を分析しました。

東日本大震災の復旧復興事業を除くこの 10 年間における主な投資的経費は、幹線道路網整備、防災基盤整備、新三春中学校建設及び役場庁舎建設などがあげられます。

今後は、施設の建設やインフラ施設の整備主体を踏まえた財源配分から、これまでに整備した施設等を持続的及び有効かつ効果的に活用するための維持、管理運営主体の投資計画が必要となります。

表 2.2.3 投資的経費の推移

(百万円)

| 年度 内訳 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 平均 |
|----------|-------|-----|-------|-------|-------|---------------------|
| 公共施設 | 293 | 431 | 256 | 974 | 293 | 449 |
| 道路 | 176 | 202 | 169 | 137 | 176 | 172 |
| 橋梁 | 43 | 29 | 36 | 35 | 43 | 37 |
| 水道施設 | 64 | 45 | 496 | 21 | 26 | 130 |
| 下水道施設 | 46 | 0 | 4 | 0 | 29 | 16 |
| その他 | 501 | 166 | 315 | 170 | 501 | 330 |
| 合計 | 1,122 | 872 | 1,275 | 1,337 | 1,067 | 1,135 ^{※5} |

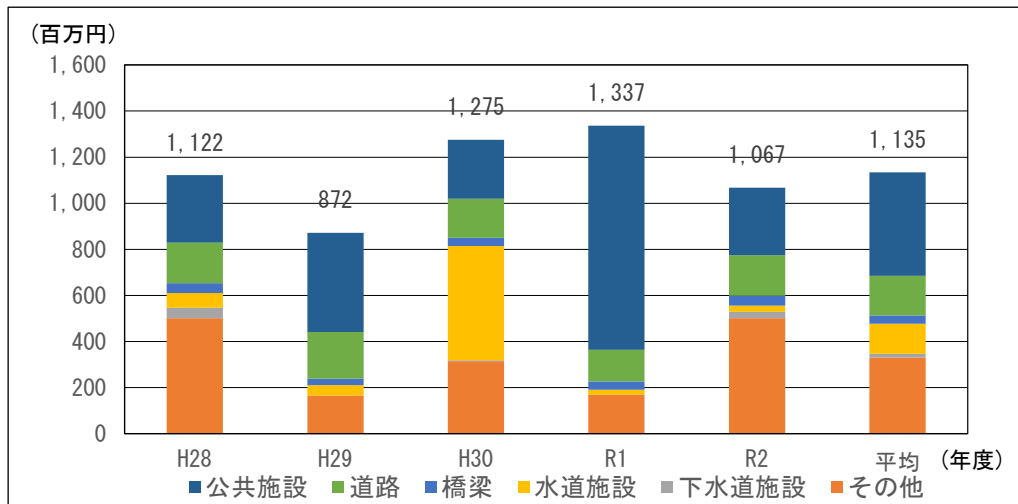


図 2.2.3 投資的経費の推移

この投資的経費の単年度当たりの平均額（11.3 億円/年）を、今後の公共施設等の整備に割り当て可能な充当可能財源として見込むこととします。

※5 実数を百万円の位で四捨五入した場合は、11.3 億円となります。

(4) 財政状況の見通し

令和2年度の本町の財政状況は、歳入に占める町税等の自主財源の割合が28.5%、地方交付税等の依存財源は71.5%となっており、依然として依存財源の占める割合は大きく、今後も大きく変化することはないと見通されます。

一方、歳出面においては、人件費等の経常経費が、町税、地方交付税等の一般財源に占める割合の85.8%となっており、財政構造の弾力性が非常に乏しい状況にあります。

このようなことから、本町の財政状況は今後も厳しい状況が続くものと見込まれ、改善に向けて継続的に取り組む必要があります。

なお、第3期中期財政計画における歳入及び歳出の見通しは次のとおりとなっています。

表 2.2.4 歳入の見通し (百万円)

| 歳入内訳 | 年度 | H19 | H25 | H27 | R1 | R6※6 |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 町税 | | 1,855 | 1,660 | 1,680 | 1,935 | 1,773 |
| 地方交付税 | | 2,059 | 2,906 | 2,873 | 2,743 | 2,443 |
| 分担金及び使用料等 | | 249 | 179 | 145 | 149 | 135 |
| 国県支出金 | | 954 | 1,225 | 1,377 | 1,446 | 1,105 |
| その他の収入 | | 1,518 | 1,181 | 1,545 | 1,359 | 988 |
| 町債 | | 336 | 351 | 149 | 810 | 520 |
| 歳入合計 | | 6,970 | 7,502 | 7,769 | 8,442 | 6,964 |

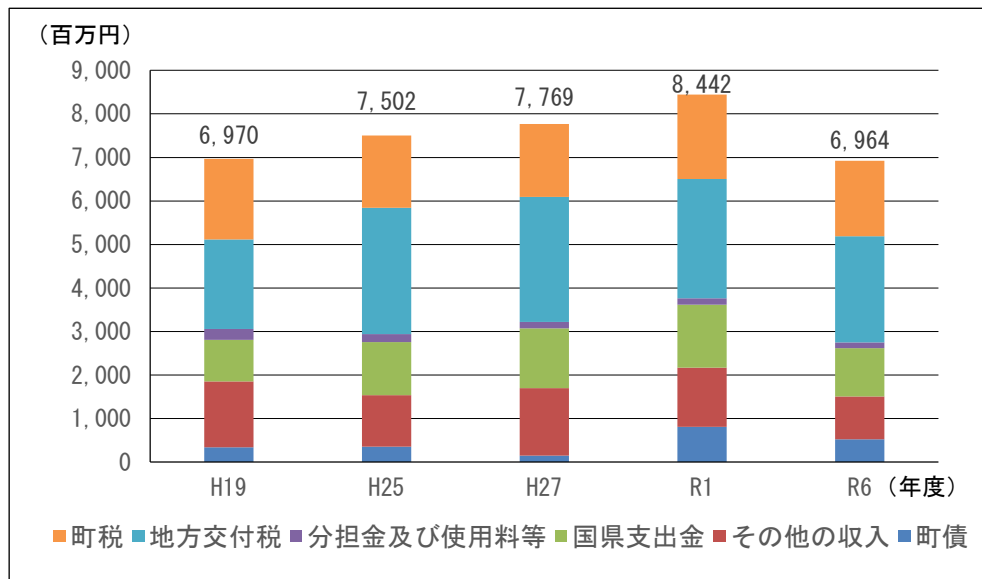


図 2.2.4 歳入の見通し

※6 決算前歳入・歳出額 (第3期中期財政計画による)

表 2.2.5 歳出の見通し

(百万円)

| 年度 | H19 | H25 | H27 | R1 | R6 ^{※7} |
|--------|-------|-------|-------|-------|------------------|
| 人件費 | 1,309 | 1,144 | 1,218 | 1,195 | 1,451 |
| 扶助費 | 362 | 732 | 782 | 786 | 834 |
| 公債費 | 1,213 | 900 | 758 | 624 | 652 |
| 物件費 | 852 | 985 | 1,342 | 1,744 | 1,528 |
| 補助費等 | 821 | 1,033 | 1,061 | 1,170 | 1,233 |
| 繰出金 | 451 | 678 | 748 | 766 | 780 |
| 投資的経費 | 183 | 1,076 | 811 | 1,309 | 277 |
| その他の経費 | 1,554 | 513 | 760 | 604 | 520 |
| 歳出合計 | 6,745 | 7,062 | 7,480 | 8,198 | 7,275 |

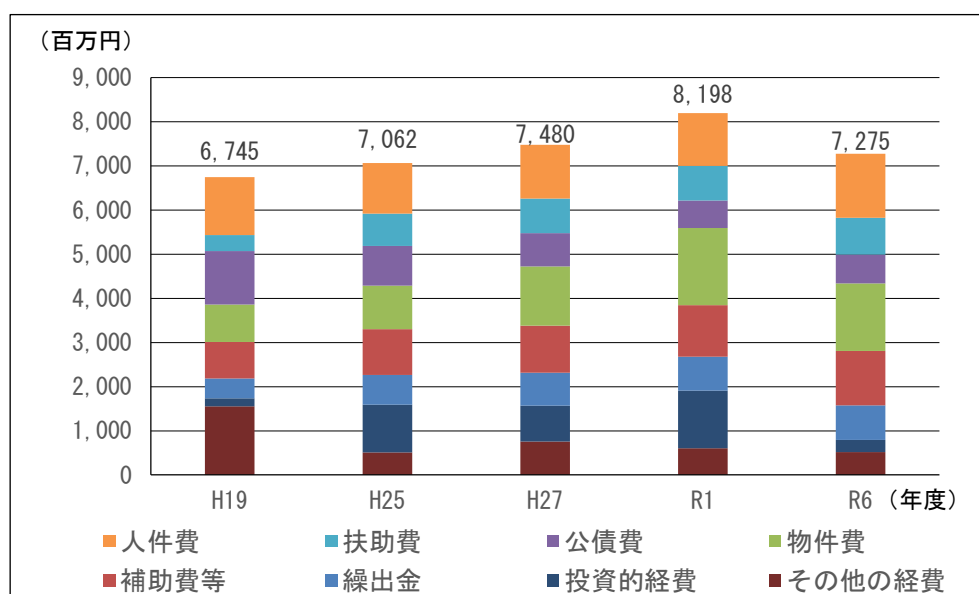


図 2.2.5 歳出の見通し

各年度における歳入と歳出を比較すると、次のとおりになります。現状では令和6年度には歳出が歳入を約3.1億円上回ることが見込まれており、歳入不足となることが懸念されます。よって、財源の確保に加え、事業の選択と集中による支出の抑制が課題となるといえます。

表 2.2.6 歳入と歳出の差引額

(百万円)

| 年度 | H19 | H25 | H27 | R1 | R6 ^{※8} |
|----|-------|-------|-------|-------|------------------|
| 歳入 | 6,970 | 7,502 | 7,769 | 8,442 | 6,964 |
| 歳出 | 6,745 | 7,062 | 7,480 | 8,198 | 7,275 |
| 差引 | 225 | 439 | 289 | 244 | -311 |

※7、8 決算前歳入・歳入額（第3期中期財政計画による）

(5) 財政指標の状況

本町における財政指標の状況（財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率および将来負担比率）の推移は、次のとおりです。

表 2.2.7 財政力指標の推移

| 財政指標 | 年度 市町村 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------------------|-----------|------------------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 財政力指数 (3カ年平均) | 三春町 | 0.38 | 0.39 | 0.40 | 0.41 | 0.42 | 0.44 |
| | 県市町村平均 | 0.43 | 0.44 | 0.45 | 0.46 | 0.46 | 0.47 | 0.48 | 0.47 |
| 経常収支比率 | 三春町 | 89.4 | 93.8 | 90.7 | 94.0 | 91.3 | 92.6 | 93.7 | 85.8 |
| | 県市町村平均 | 85.4 | 86.1 | 84.6 | 87.5 | 88.5 | 88.9 | 90.0 | 88.9 |
| 実質公債費比率 (3カ年平均) | 三春町 | 10.8 | 9.2 | 7.9 | 7.1 | 7.6 | 8.5 | 8.7 | 8.1 |
| | 県市町村平均 | 9.7 | 8.6 | 7.6 | 7.1 | 6.8 | 6.5 | 6.4 | 6.1 |
| 将来負担比率 | 三春町 | 46.8 | 33.3 | 25.5 | 20.7 | 18.7 | 24.6 | 21.8 | 17.5 |
| | 県市町村平均 | 23.0 | 14.1 | 2.6 | — | — | — | — | — |

出典：平成25年度～令和2年度 地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

① 財政力指数^{※9}

本町の財政力指数は令和2年度時点で0.46となっており、福島県内市町村の平均値0.47とほぼ同じです。なお、平成25年以降は緩やかに上昇しています。

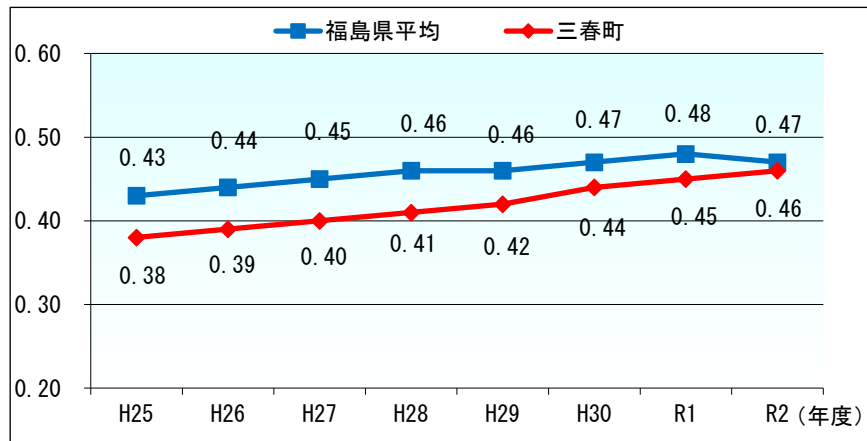


図 2.2.6 財政力指数の推移

※9 「財政力指数」とは

地方公共団体が自力に必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去3カ年の平均値です。

② 経常収支比率^{※10}

本町における経常収支比率は、令和元年度まで県内市町村平均より高い値で推移していましたが、令和2年度は85.8%となっており県平均88.9%を下回りましたが、依存財源に起因したものが主であり、さらなる自主財源の確保や歳出削減に取り組む必要があります。

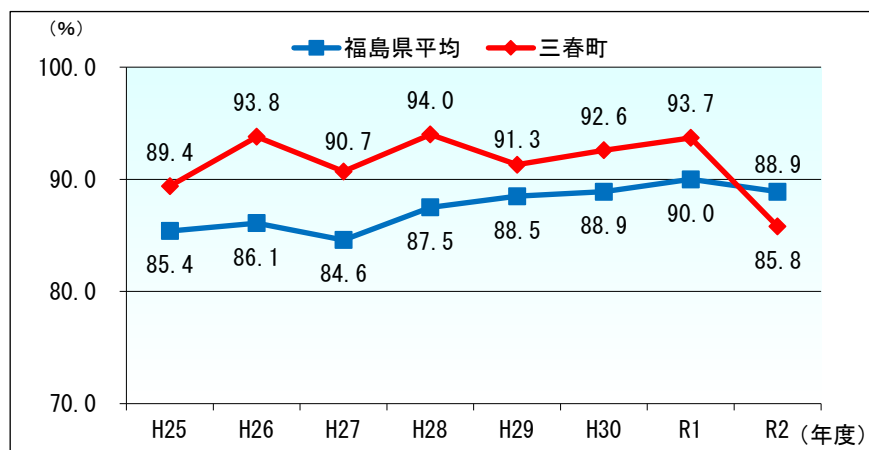


図 2.2.7 経常収支比率の推移

③ 実質公債費比率^{※11}

本町における実質公債費比率は、早期健全化基準の25%および起債許可団体となる18%を下回る健全な状況です。平成26年度以降は、県内市町村平均よりやや高めの水準となっているものの、7%から9%程度で推移しています。

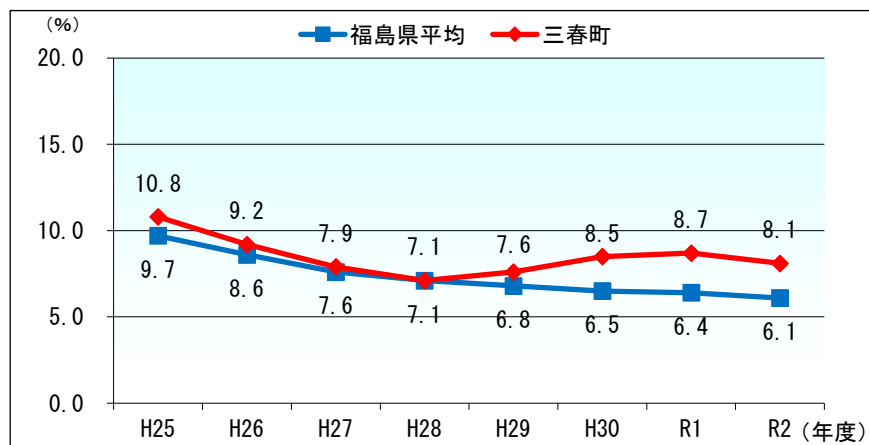


図 2.2.8 実質公債費比率の推移

※10 「経常収支比率」とは

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることになります。

※11 「実質公債費比率」とは

一般会計等が負担する借入金の返済額およびこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると町債の発行の一部が制限されることになります。

④ 将来負担比率^{※12}

本町における将来負担比率は、平成 30 年度に若干上昇したものの、平成 25 年度以降は概ね減少傾向にあるといえます。

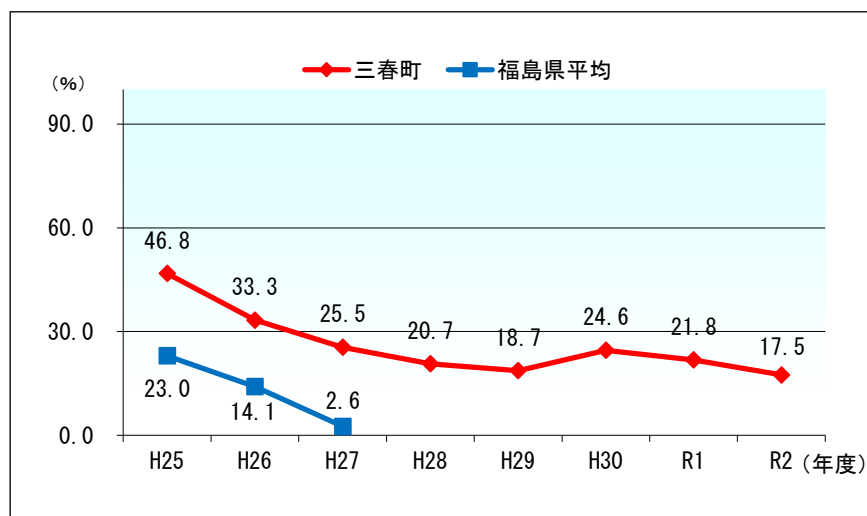


図 2.2.9 将来負担比率の推移

※12 「将来負担比率」とは

一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したものです。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

3 公共施設等の現状（公共施設）

（1）施設保有状況

公共施設数は、令和4年3月末時点で143施設252棟、延床面積の合計は128,976.9㎡となっています。

施設用途としては、延床面積で比較すると学校教育系施設が40,368.7㎡（31.3%）と最も多く、続いて公営住宅が26,418.7㎡（20.5%）となっており、この2つの施設用途だけで全体の5割以上を占めていることがわかります。

表 2.3.1 施設用途別公共施設保有状況

| 施設用途 | 施設数 | 建物数 | 延床面積 (㎡) |
|-------------------|-----|-----|-------------|
| 1 町民文化系施設 | 16 | 22 | 8,971.0 |
| 2 社会教育系施設 | 7 | 10 | 3,163.9 |
| 3 行政系施設 | 27 | 27 | 5,461.6 |
| 4 産業系施設 | 9 | 27 | 9,984.1 |
| 5 スポーツ・レクリエーション施設 | 8 | 9 | 6,100.6 |
| 6 学校教育系施設 | 14 | 44 | 40,368.7 |
| 7 子育て支援施設 | 7 | 11 | 3,633.0 |
| 8 保健・福祉施設 | 3 | 3 | 6,257.9 |
| 9 医療施設 | 1 | 1 | 6,060.0 |
| 10 公営住宅 | 15 | 45 | 26,418.7 |
| 11 供給処理施設 | 1 | 7 | 2,613.9 |
| 12 公園 | 14 | 14 | 382.5 |
| 13 その他施設 | 21 | 32 | 9,561.1 |
| 合計 | 143 | 252 | 128,976.9 |

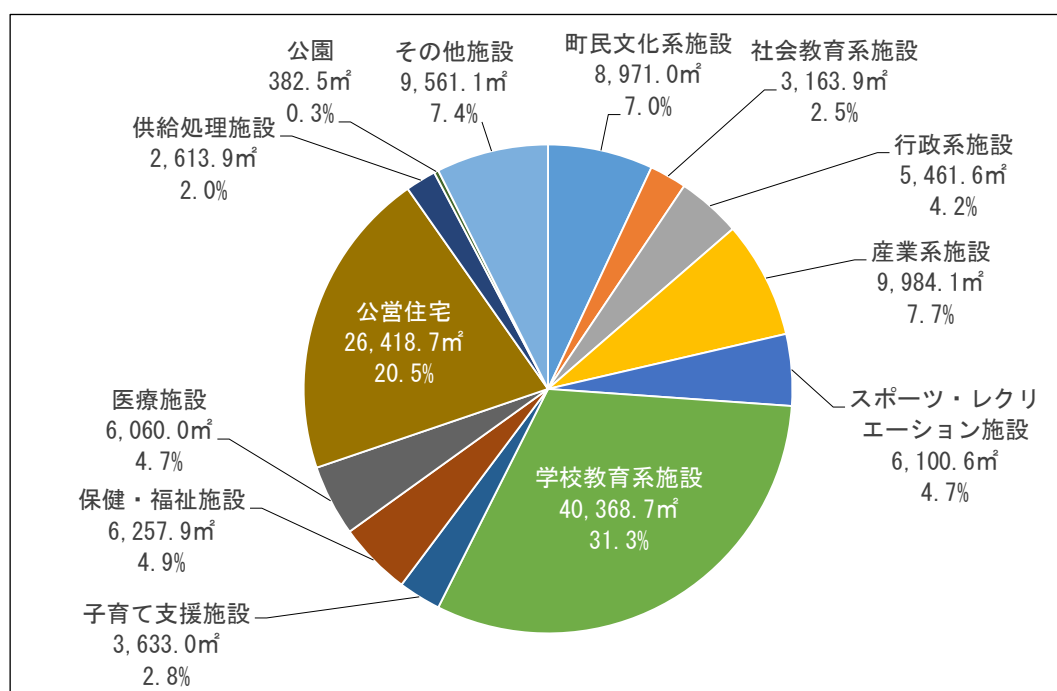


図 2.3.1 施設用途別公共施設保有状況（延床面積）

(2) 建築年別整備状況

人口の増加に伴い、昭和 50 年代から平成初期にかけて、主に学校教育系施設、公営住宅等の施設を多く整備してきました。近年は、平成 24 年度に三春中学校を、令和 2 年度に三春町役場を建替えています。

令和 3 年度時点ですでに建築後 30 年以上（平成 3 年度以前に建築された施設）を経過している施設の延床面積は、63,843.1 m²となっており、全体の 49.5%を占めています。

また、旧耐震基準（昭和 56 年度以前に建築された建物が対象）の延床面積は 28,936.6 m²となっており、全体の 22.4%を占めています。

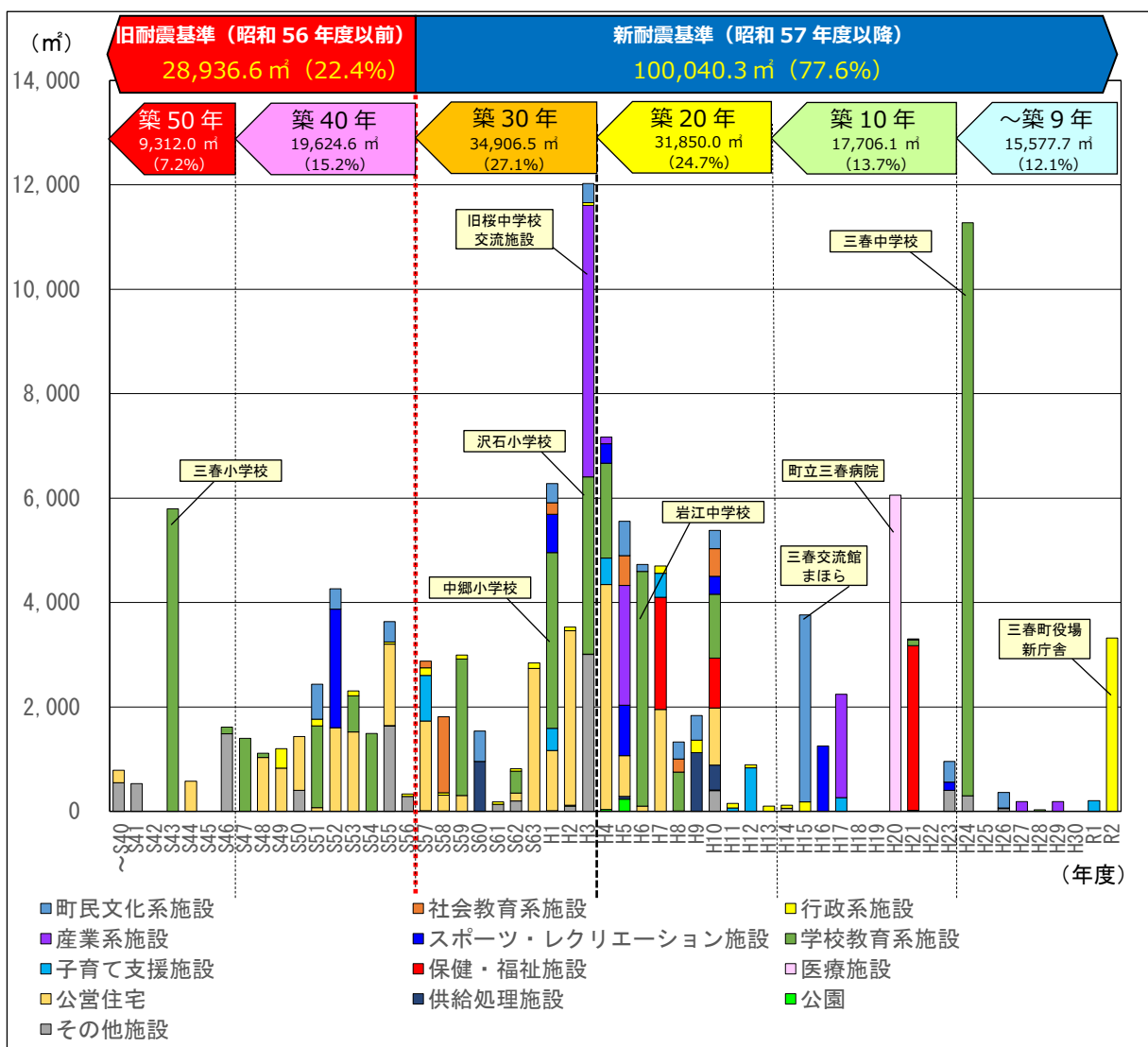


図 2.3.2 建築年度別公共施設延床面積

なお、施設用途ごとの建築年代別延床面積の分布は下表のとおりです。建築後 30 年以上経過した建物の面積割合が全施設における面積割合を超える施設用途は、社会教育系施設、産業系施設、学校教育系施設、公営住宅、その他施設となっています。

表 2.3.2 施設用途ごとの建築年代別延床面積 (㎡)

| 施設用途 | 築 50 年 以上 | 築 40 年 ～49 年 | 築 30 年 ～39 年 | 築 20 年 ～29 年 | 築 10 年 ～19 年 | 築 10 年 未満 | 築 30 年 以上 | 割合 (%) |
|-----------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|--------------|-----------|
| 町民文化系施設 | 0.0 | 1,450.7 | 1,319.0 | 1,928.2 | 3,976.3 | 296.9 | 2,769.7 | 30.9 |
| 社会教育系施設 | 0.0 | 0.0 | 1,807.4 | 1,356.6 | 0.0 | 0.0 | 1,807.4 | 57.1 |
| 行政系施設 | 0.0 | 680.8 | 578.0 | 636.2 | 244.5 | 3,322.1 | 1,258.8 | 23.0 |
| 産業系施設 | 0.0 | 0.0 | 5,198.0 | 2,414.7 | 1,992.9 | 378.5 | 5,198.0 | 52.1 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | 0.0 | 2,269.6 | 730.6 | 1,686.6 | 1,413.8 | 0.0 | 3,000.3 | 49.2 |
| 学校教育系施設 | 5,919.0 | 5,234.4 | 9,802.7 | 8,279.0 | 113.0 | 11,020.6 | 20,956.1 | 51.9 |
| 子育て支援施設 | 0.0 | 0.0 | 1,301.5 | 1,858.9 | 266.6 | 206.0 | 1,301.5 | 35.8 |
| 保健・福祉施設 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3,104.5 | 3,153.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 医療施設 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 6,060.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 公営住宅 | 817.8 | 7,656.7 | 9,710.0 | 8,234.2 | 0.0 | 0.0 | 18,184.5 | 68.8 |
| 供給処理施設 | 0.0 | 0.0 | 956.8 | 1,657.1 | 0.0 | 0.0 | 956.8 | 36.6 |
| 公園 | 0.0 | 7.4 | 57.5 | 296.3 | 21.3 | 0.0 | 64.9 | 17.0 |
| その他施設 | 2,575.3 | 2,324.9 | 3,445.2 | 397.8 | 464.4 | 353.5 | 8,345.4 | 87.3 |
| 合計 | 9,312.0 | 19,624.6 | 34,906.5 | 31,850.0 | 17,706.1 | 15,577.7 | 63,843.1 | 49.5 |

(3) 1人当たりの公共施設の延床面積保有量

本町における人口1人当たりの公共施設の延床面積保有量は、7.58 m²/人となっています。

表 2.3.3 人口1人当たり延床面積保有量（施設用途別）

| 施設用途 | 延床面積(m ²) | 人口1人当たり延床面積保有量(m ² /人) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------------------|
| 1 町民文化系施設 | 8,971.0 | 0.53 |
| 2 社会教育系施設 | 3,163.9 | 0.19 |
| 3 行政系施設 | 5,461.6 | 0.32 |
| 4 産業系施設 | 9,984.1 | 0.59 |
| 5 スポーツ・レクリエーション施設 | 6,100.6 | 0.36 |
| 6 学校教育系施設 | 40,368.7 | 2.37 |
| 7 子育て支援施設 | 3,633.0 | 0.21 |
| 8 保健・福祉施設 | 6,257.9 | 0.37 |
| 9 医療施設 | 6,060.0 | 0.36 |
| 10 公営住宅 | 26,418.7 | 1.55 |
| 11 供給処理施設 | 2,613.9 | 0.15 |
| 12 公園 | 382.5 | 0.02 |
| 13 その他施設 | 9,561.1 | 0.56 |
| 合計 | 128,976.9 | 7.58 |

(4) 類似団体との比較

東北地方における類似団体（IV-1）と公共施設保有量を比較した結果は、下記のとおりです。

本町は、全国人口同規模団体平均 5.24 m²*13と比較すると多い状況となっています。一方では、東北地方における類似団体の平均 7.37 m²/人と同等となっており、福島県内の類似団体における平均 8.19 m²/人よりも低い状況です。

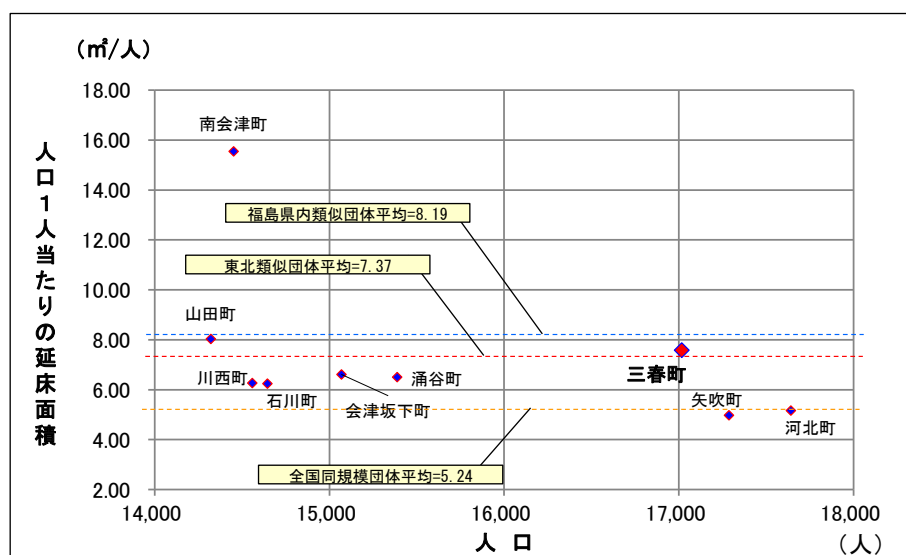


図 2.3.3 人口1人当たりの施設保有量（延床面積）

*13 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成24年3月総務省）による。

(5) 耐震化の実施状況

新耐震基準の施設における延床面積合計は 100,040.3 m²となっており、全体の 77.6%を占めています。

一方、旧耐震基準は 28,936.6 m²となっており、全体の 22.4%を占めています。そのうち、耐震改修実施済みの施設は 8,935.5 m²となっており、全体の 6.9%を占めています。耐震改修が未実施の建物はありません。

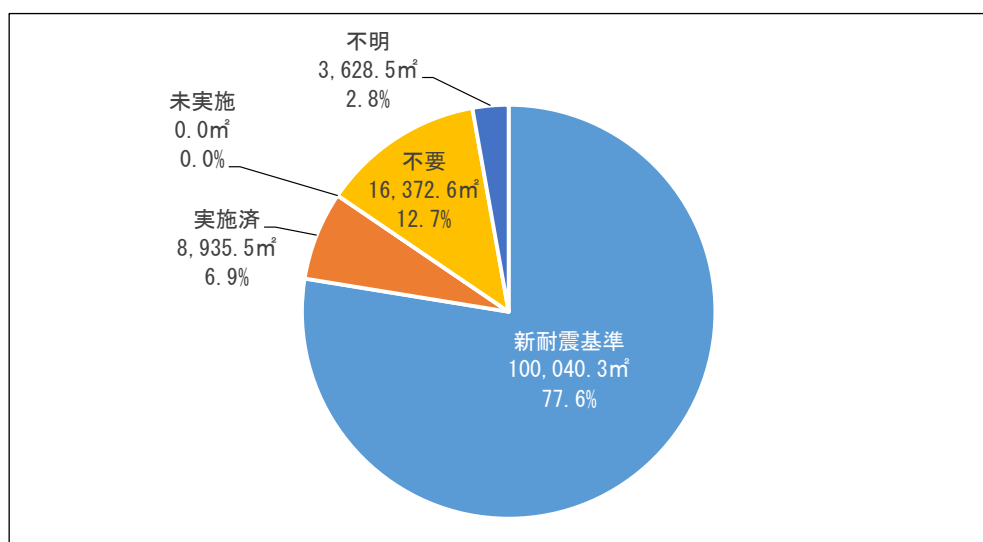


図 2.3.4 耐震化の実施状況

(6) 有形固定資産減価償却率の推移

平成 28 年度から令和 2 年度における、有形固定資産減価償却率の推移は下記のとおりです。

保健・福祉施設、医療施設を除いた施設用途は減価償却率が 60%を超えており、法定耐用年数に対する供用年数が相当数経過していることから、老朽化が進行しつつあることが見込まれます。

表 2.3.4 有形固定資産減価償却率の推移 (%)

| 施設用途 | 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------------|----|------|------|------|------|------|
| 1 町民文化系施設 | | 81.8 | 80.5 | 82.3 | 83.2 | 84.7 |
| 2 社会教育系施設 | | 83.7 | 76.5 | 77.5 | 78.5 | 79.5 |
| 3 行政系施設 | | 92.0 | 92.8 | 93.5 | 94.2 | 87.8 |
| 4 産業系施設 | | 75.4 | 59.3 | 61.8 | 64.3 | 66.8 |
| 5 スポーツ・レクリエーション施設 | | 73.5 | 70.1 | 68.5 | 70.9 | 73.2 |
| 6 学校教育系施設 | | 65.0 | 66.7 | 66.8 | 68.5 | 70.1 |
| 7 子育て支援施設 | | 67.6 | 70.4 | 73.2 | 68.4 | 71.2 |
| 8 保健・福祉施設 | | 33.8 | 35.9 | 37.9 | 40.0 | 42.0 |
| 9 医療施設 | | 21.2 | 18.0 | 20.0 | 22.0 | 24.0 |
| 10 公営住宅 | | 86.6 | 84.6 | 84.0 | 85.2 | 86.3 |
| 11 供給処理施設 | | 64.1 | 67.2 | 70.3 | 73.5 | 76.6 |
| 12 公園 | | 81.4 | 83.2 | 84.7 | 86.3 | 87.9 |
| 13 その他施設 | | 63.0 | 59.6 | 60.7 | 62.0 | 63.4 |

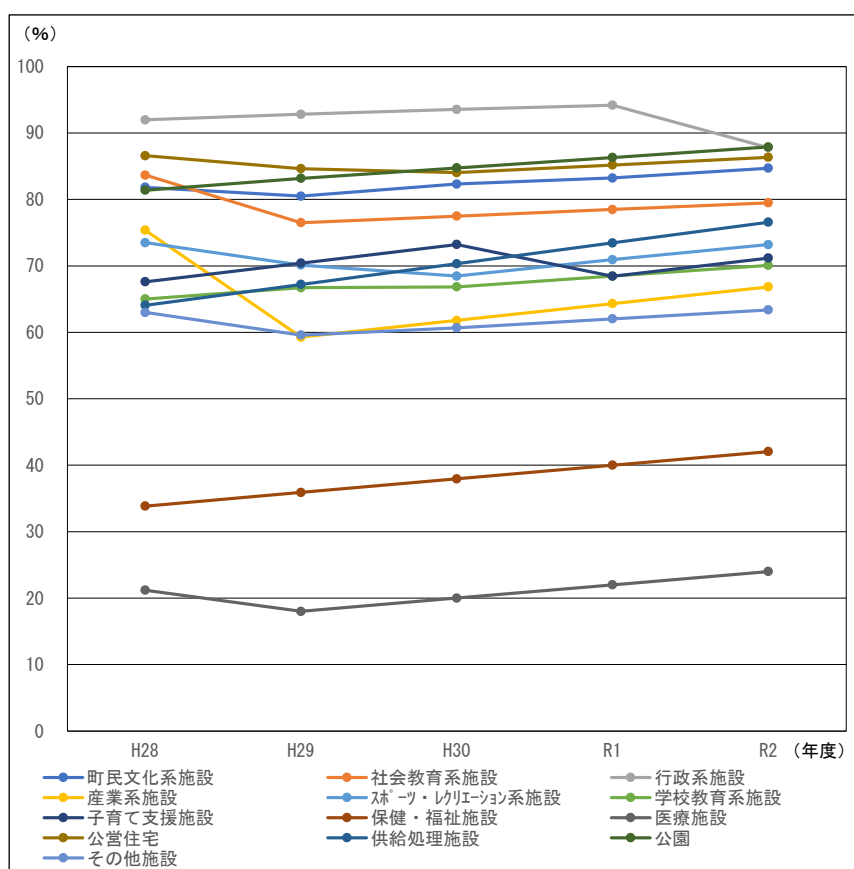


図 2.3.5 有形固定資産減価償却率の推移

(7) 過去に行った対策等の実績

平成 28 年度から令和 3 年度における対策等の実績^{※14}は、下記のとおりです。

表 2.3.5 対策の実績（解体・用途廃止等）

| 年度 | 施設名 | 延床面積 (㎡) | 手法 |
|-----|--|-------------|------|
| H28 | 三春分団第 6 部屯所 | 48.0 | 解体 |
| | 沼倉町営住宅 | 258.0 | 一部解体 |
| | 一本松町営住宅 | 79.5 | 解体 |
| | 旧三春中学校交流施設 | 2,702.0 | 一部解体 |
| H29 | 旧岩江分団 3 部屯所 | 37.5 | 用途廃止 |
| | 旧三春中学校交流施設 | 1,987.0 | 校舎解体 |
| H30 | 北町町営住宅 | 36.5 | 解体 |
| | 旧三春中プール上屋根・管理棟機械室 | 139.0 | 用途廃止 |
| | 旧要田中学校交流施設 | 3,227.0 | 用途廃止 |
| | 旧岩江分団 3 部屯所 | 37.5 | 無償譲与 |
| R1 | 沼倉団地 | 258.2 | 一部解体 |
| | 特用林産展示施設 | 124.6 | 用途廃止 |
| | 永作団地集会所 | 120.1 | 解体 |
| R2 | 三春分団第 2 部屯所 | 37.1 | 解体 |
| | 中妻小校長住宅、御木沢小校長住宅、 沢石教職員住宅、中郷小校長住宅、 鷹巣教職員住宅 | 392.5 | 用途廃止 |
| | 沢石教職員住宅 | 27.0 | 用途廃止 |
| R3 | 三春町役場旧庁舎 | 2,254.0 | 解体 |
| | 要田分団第 2 部屯所 | 42.6 | 解体 |
| | 運動公園管理棟 | 98.16 | 解体 |

表 2.3.6 対策の実績（建替え等）

| 年度 | 施設名 | 延床面積 (㎡) | 手法 |
|-----|------------------|-------------|----------|
| H28 | 三春分団第 6 部屯所 | 62.1 | 新築 |
| H29 | 北町蔵（テナント） | 142.4 | 寄付採納 |
| | 北町蔵（観光案内所） | 31.9 | 寄付採納 |
| | 北町蔵（トイレ） | 14.4 | 新築 |
| H30 | 特になし | — | — |
| R1 | 第 2 保育所 | 206.0 | 増築 |
| R2 | 三春町役場新庁舎 | 3,322.1 | 新築 |
| | 三春分団第 2 部屯所 | 66.9 | 新築 |
| | 中妻小校長住宅、御木沢小校長住宅 | 171.5 | 公営住宅から移管 |

※14 財産に関する調書（三春町）による

(8) 施設保有量の推移

平成 28 年度から令和 3 年度における施設保有量の推移は、下記のとおりです。令和元年度までは解体や譲与等により一貫して減少していましたが、令和 2 年度は三春町役場新庁舎の建替え等によりやや増加しています。なお、令和 3 年度には、三春町役場旧庁舎の解体等を進めた結果、再び減少しています。

表 2.3.7 施設保有量の推移 (㎡)

| 施設用途 | 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 | 町民文化系施設 | 8,971.0 | 8,971.0 | 8,971.0 | 8,971.0 | 8,971.0 | 8,971.0 |
| 2 | 社会教育系施設 | 3,163.9 | 3,163.9 | 3,163.9 | 3,163.9 | 3,163.9 | 3,163.9 |
| 3 | 行政系施設 | 4,406.7 | 4,369.2 | 4,369.2 | 4,369.2 | 7,758.2 | 5,461.6 |
| 4 | 産業系施設 | 9,920.0 | 10,108.7 | 10,108.7 | 9,984.1 | 9,984.1 | 9,984.1 |
| 5 | スポーツ・レクリエーション施設 | 6,198.8 | 6,198.8 | 6,198.8 | 6,198.8 | 6,198.8 | 6,100.6 |
| 6 | 学校教育系施設 | 43,928.8 | 43,928.8 | 40,562.8 | 40,562.8 | 40,368.7 | 40,368.7 |
| 7 | 子育て支援施設 | 3,427.0 | 3,427.0 | 3,427.0 | 3,633.0 | 3,633.0 | 3,633.0 |
| 8 | 保健・福祉施設 | 6,257.9 | 6,257.9 | 6,257.9 | 6,257.9 | 6,257.9 | 6,257.9 |
| 9 | 医療施設 | 6,060.0 | 6,060.0 | 6,060.0 | 6,060.0 | 6,060.0 | 6,060.0 |
| 10 | 公営住宅 | 26,833.3 | 26,833.3 | 26,796.9 | 26,418.7 | 26,418.7 | 26,418.7 |
| 11 | 供給処理施設 | 2,613.9 | 2,613.9 | 2,613.9 | 2,613.9 | 2,613.9 | 2,613.9 |
| 12 | 公園 | 382.5 | 382.5 | 382.5 | 382.5 | 382.5 | 382.5 |
| 13 | その他施設 | 7,863.4 | 5,913.9 | 9,242.4 | 9,367.0 | 9,561.1 | 9,561.1 |
| 合計 | | 130,027.1 | 128,228.8 | 128,154.9 | 127,982.7 | 131,371.7 | 128,976.9 |

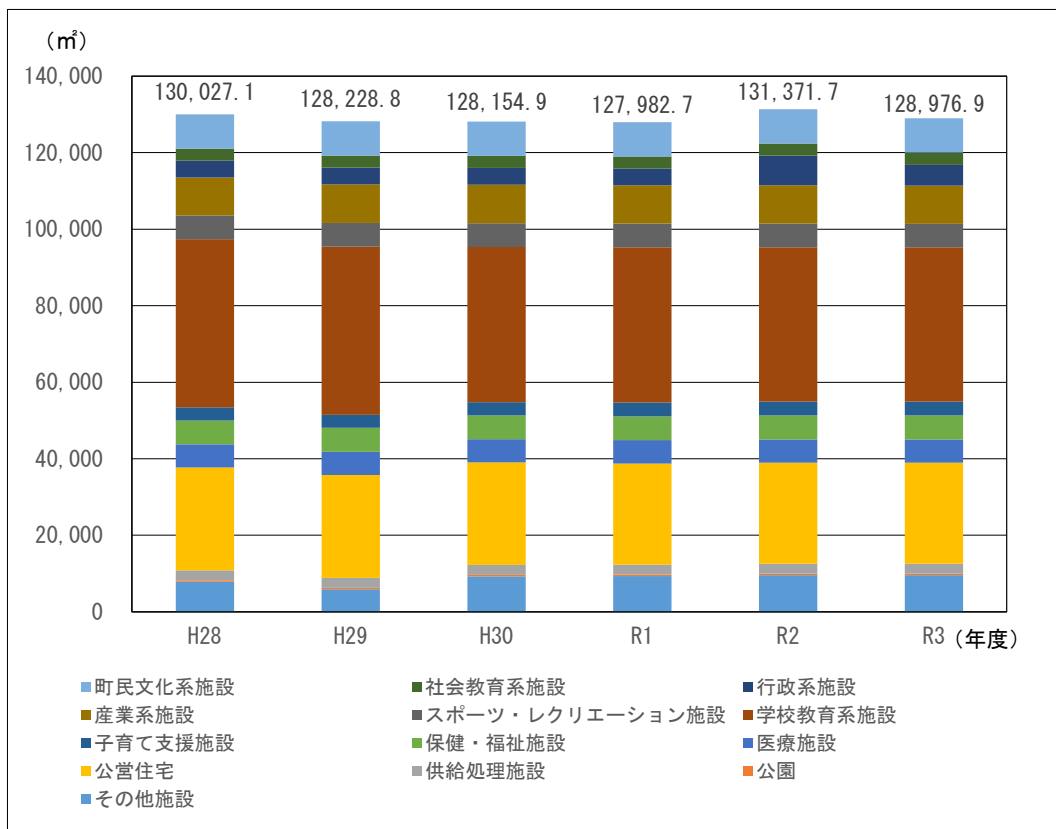


図 2.3.6 施設保有量の推移

4 公共施設等の現状（インフラ施設）

本町におけるインフラ施設の保有状況は、下記のとおりになっています。

表 2.4.1 インフラ施設の保有状況※15

| 施設分類 | | 延長 (m) | 面積 (㎡) | 施設数 | |
|-------|----------|-----------|-----------|-------|------|
| 道路 | 1 級幹線町道 | 31,692 | 282,065 | — | |
| | 2 級幹線町道 | 25,863 | 185,192 | — | |
| | その他町道 | 286,250 | 1,485,190 | — | |
| | 合計 | 343,805 | 1,952,447 | — | |
| 橋梁 | | 1,642 | 10,442 | 79 橋 | |
| 立体交差 | | — | — | 1 箇所 | |
| 水道施設 | 上水道施設 | 浄水場・配水池 | — | 5,089 | 4 施設 |
| | | ポンプ場 | — | 18 | 2 施設 |
| | | 管路 | 155,493 | — | — |
| | 簡易水道施設 | 水源池・配水池 | — | — | 2 施設 |
| | | 管路 | 5,196 | — | — |
| 下水道施設 | 公共下水道施設 | 終末処理場 | — | 2,130 | 1 施設 |
| | | 管路 | 22,588 | — | — |
| | 農業集落排水施設 | 排水処理施設 | — | 829 | 3 施設 |
| | | 管路 | 37,518 | — | — |

（1）道路保有状況

本町における町道の保有量は、1 級幹線町道における延長が 31,692m、道路部面積が 282,065 ㎡、2 級幹線町道における延長が 25,863m、道路部面積が 185,192 ㎡、その他町道における延長が 286,250m、道路部面積が 1,485,190 ㎡となっています。

なお、道路の状態は、経年による変化より交通量や気候条件による変化が大きいこと、改修した区間や箇所の年度別数量の把握が困難なため、年度別の整備状況の整理は行いません。

※15 令和 3 年 3 月末時点における調査数量に基づく

(2) 橋梁保有状況

本町における橋梁の保有量は、橋梁数が 79 橋、延長が 1,642m、橋梁部面積が 10,442 m²となっています。

建設年代別では、30年から39年経過した橋梁が31.7%を占めており最も多く、40年から49年経過した橋梁も23.8%と4分の1近くを占めています。また、建設後50年を超えた橋梁は建設年度不明の橋梁を含めて10.6%を占めており、これらについては更新を含めた橋梁の老朽化対策を検討する必要があります。

なお10年後には、建設年度不明の橋梁を含めると9割以上の橋梁が建設後30年以上を経過することとなり、橋梁の老朽化が一層進行することが見込まれます。

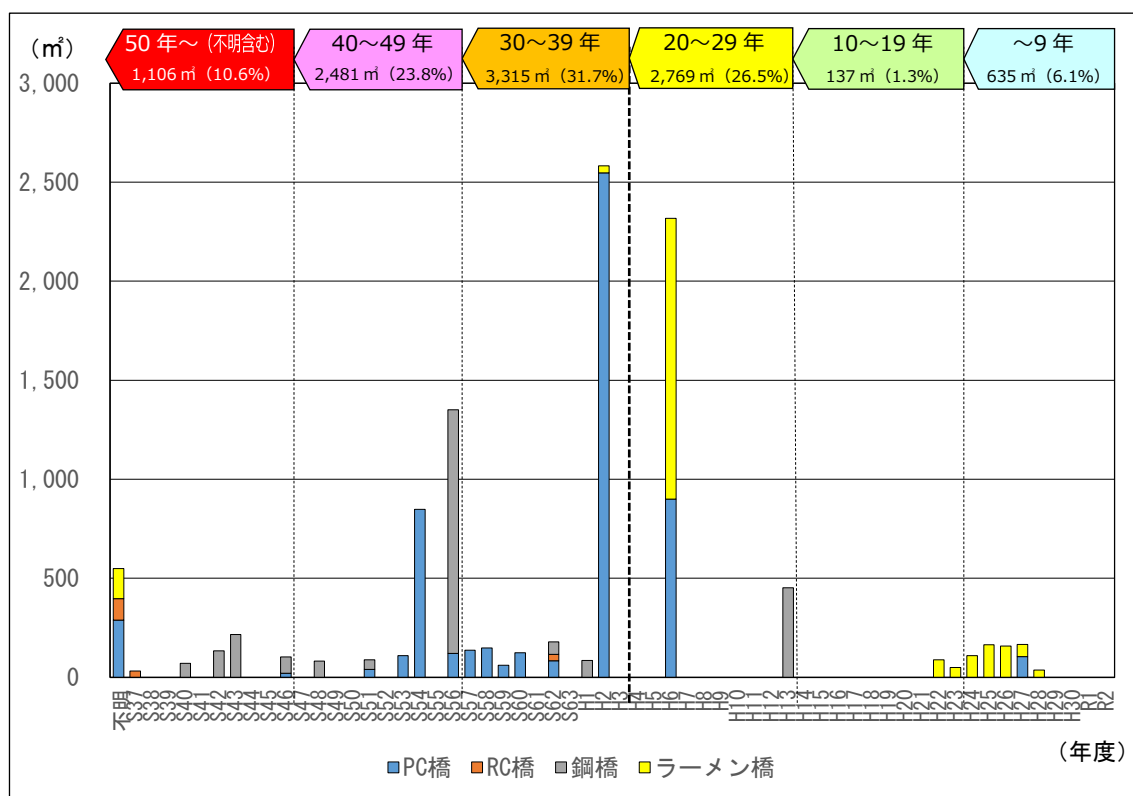


図 2.4.1 建設年度別橋梁保有状況

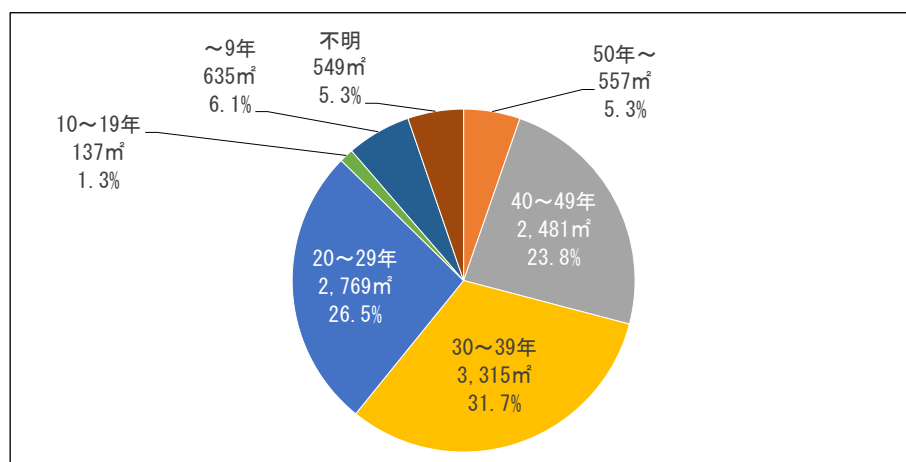


図 2.4.2 橋梁の経過年代別割合

(3) 水道施設保有状況

①上水道施設（建物等）保有状況

本町における上水道施設（建物）の保有量は、浄水場が1施設(5,089.42 m²)の他、配水池が3施設、ポンプ場が2施設となっています。

三春町浄水場は平成6年度、その他の配水池は平成7年以降に建設されており、全て新耐震基準の建物となっています。

②上水道施設（管路）保有状況

本町における上水道施設（管路）の保有量は、延長合計で155,493mとなっています。内訳は、導水管が447m、送水管が8,042m、配水管が147,004mとなっています。

布設年代別では、20年から29年経過した管路が全体の59.6%を占めています。また、布設後50年を超えた管路は1.9%を占めており、これらについては更新を含めた管路の老朽化対策が必要です。

なお、10年後には8割以上の上水道施設（管路）が布設後30年以上を経過することとなり、上水道施設（管路）の老朽化が一層進行することが見込まれます。

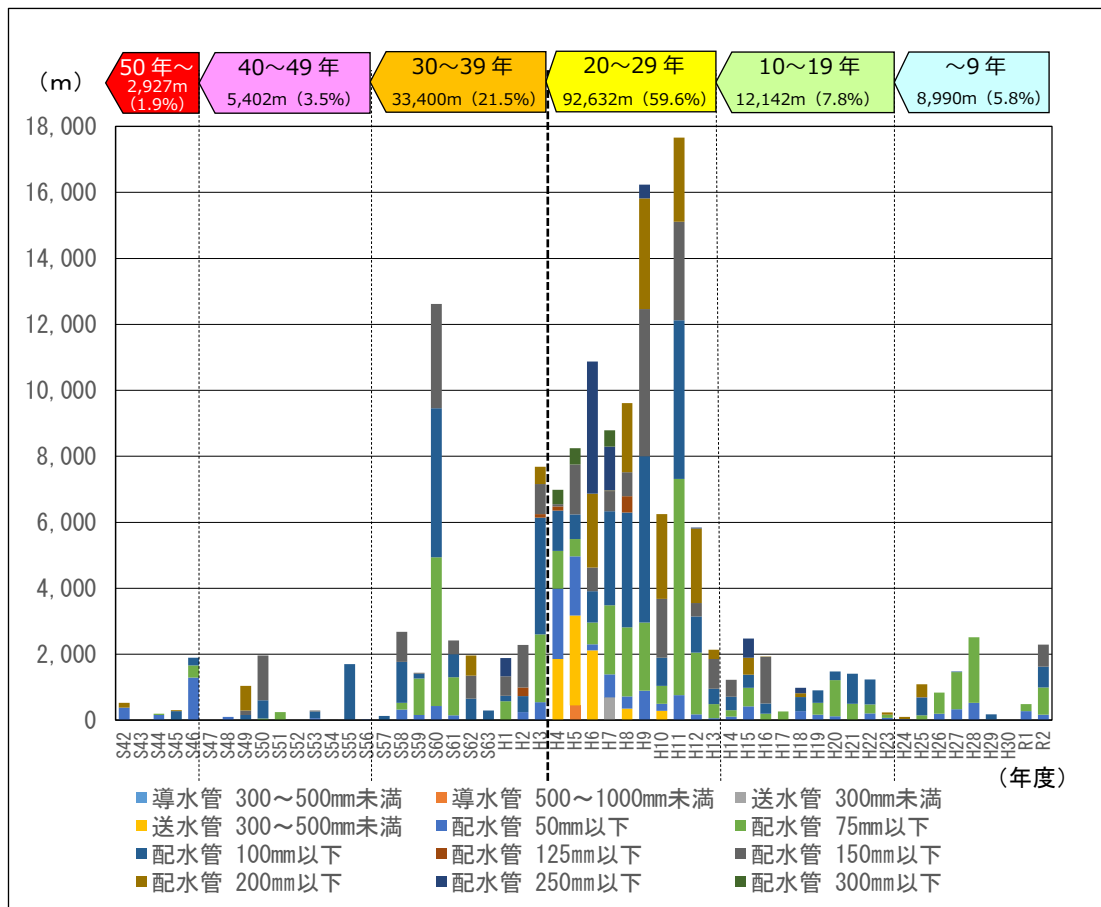


図 2.4.3 布設年度別上水道施設（管路）保有状況

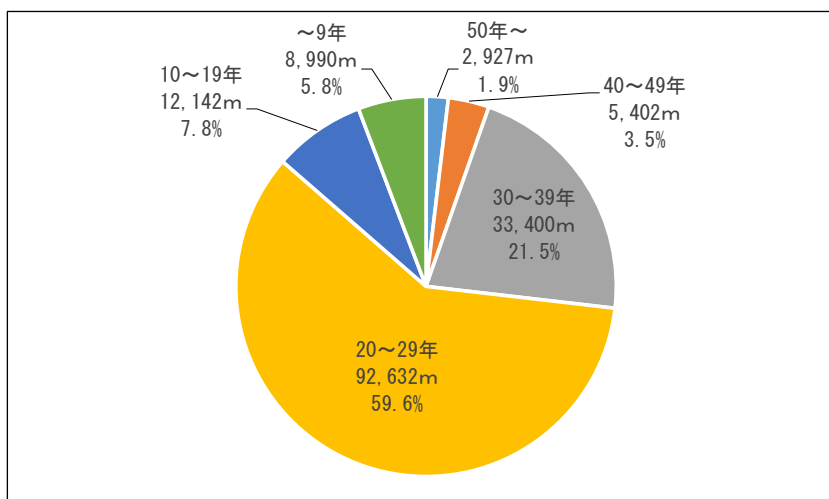


図 2.4.4 上水道施設（管路）の経過年代別割合

③簡易水道施設（建物）保有状況

簡易水道施設（建物）の保有量は、水源池が1施設、配水池が1施設となっています。

④簡易水道施設（管路）保有状況

簡易水道施設（管路）の保有量は、延長合計で5,196mとなっています。内訳は、送水管が695m、配水管が4,501mとなっており、全て平成9年度に布設されたものです。

布設年代別では、20年から29年経過した管路が100.0%となっています。よって、10年後には全ての簡易水道施設（管路）が布設後30年以上を経過することとなり、簡易水道施設（管路）の老朽化が一層進行することが見込まれます。

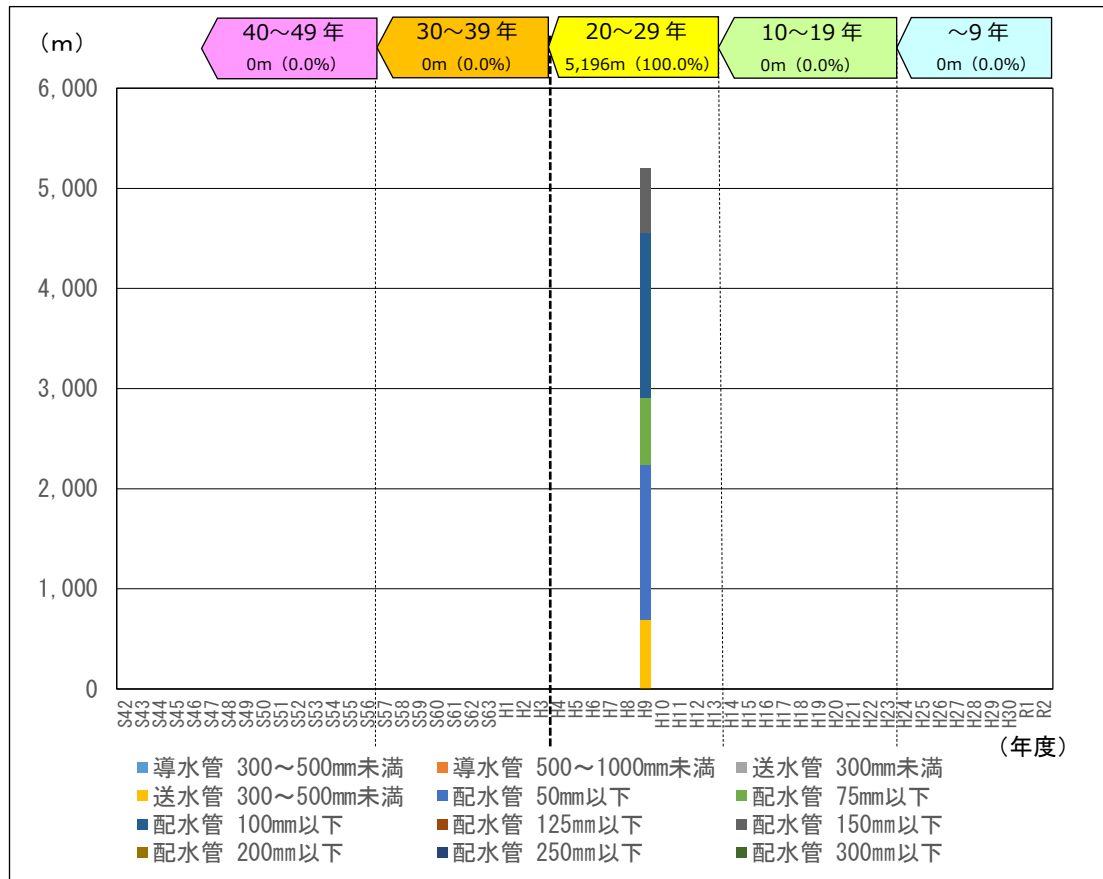


図 2.4.5 布設年度別簡易水道施設（管路）保有状況

(4) 下水道施設保有状況

①公共下水道施設（建物）保有状況

本町における公共下水道施設（建物）の保有量は、1施設3棟（2,130㎡）となっています。三春水環境センターは平成12年度に建設しており、新耐震基準の建物となっています。

②公共下水道施設（管路）保有状況

本町における公共下水道施設（管路）の保有量は、延長合計で22,588mとなっています。布設年代別では、公共下水道は20年から29年経過した管路

が全体の93.6%を占めています。なお、公共下水道施設（管路）は今後10年間のうちにほとんどの管路が布設後30年以上を経過することとなり、今後急速に老朽化が進行することが見込まれます。

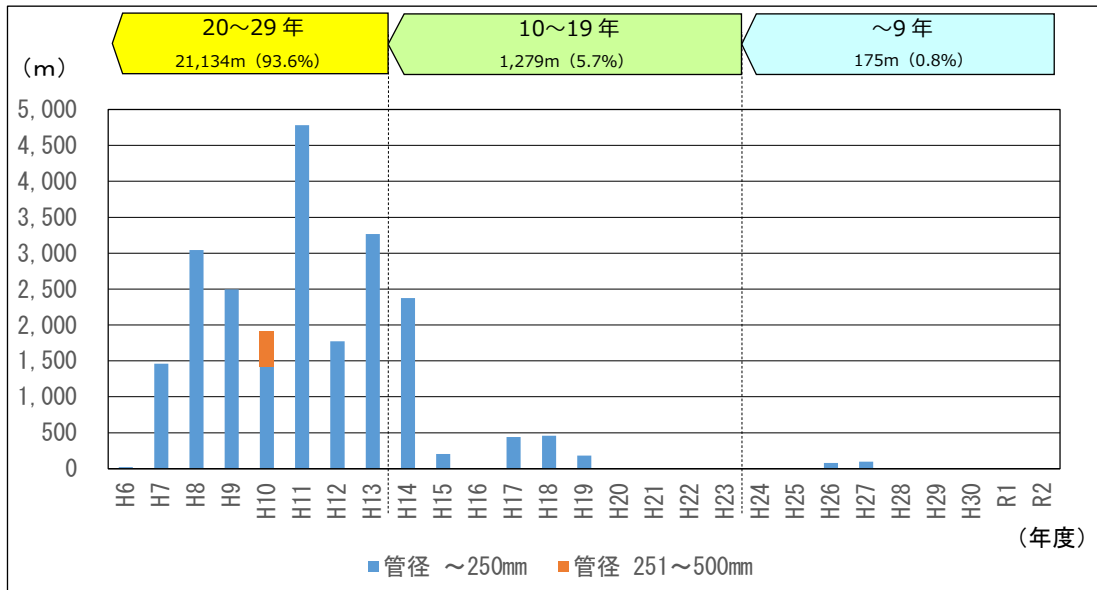


図 2.4.6 布設年度別公共下水道施設（管路）保有状況

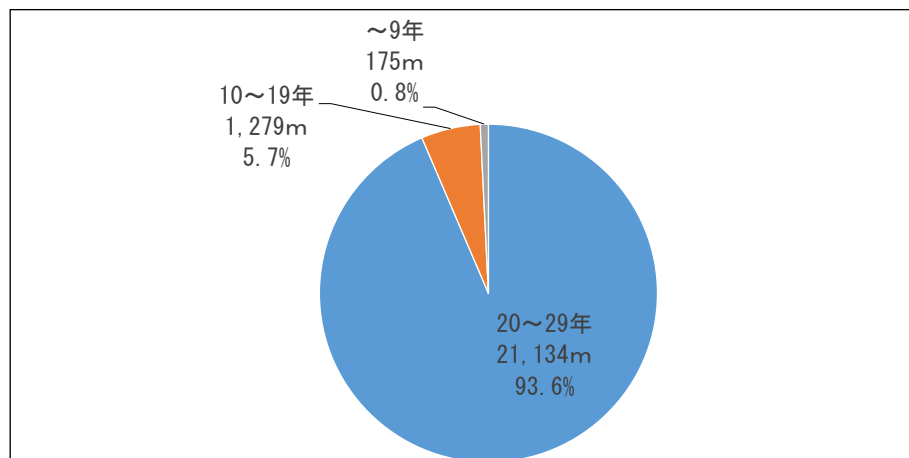


図 2.4.7 公共下水道施設（管路）の経過年代別割合

③農業集落排水施設（建物）保有状況

本町における農業集落排水施設（建物）の保有量は、3施設3棟（829 m²）となっています。これらの建物は平成5年度から平成10年度にかけて建設しており、全て新耐震基準の建物となっています。

④農業集落排水施設（管路）保有状況

農業集落排水施設（管路）の保有量は、延長合計で37,518mとなっています。なお、農業集落排水施設（管路）の布設年度は全ての管路において不明となっています。

第3章 公共施設等の将来負担費用の課題

本計画における中長期的な経費の見込み額（以下「将来負担費用」という。）に係る検討は、建物の長寿命化改修や大規模改造が必要とされる期間を考慮し、令和4年度から令和43年度までの40年間を対象に実施します。

また、本計画において、建築物系公共施設における将来負担費用の算出にあたっては、文部科学省が公表した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月）（以下、「解説書」という。）」及び「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属ソフト（以下、「解説書付属ソフト」という。）」の仕様に基づき、「従来型」および「長寿命化型」におけるパターンで将来負担費用を算出します。

土木系公共施設における算出においては、長寿命化修繕計画が策定されている場合は、同計画による算出結果を将来負担費用に適用しますが、長寿命化修繕計画等が策定されていない土木系公共施設においては、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成27年5月）（以下「総務省ソフト」という。）」に基づき算出したものを「耐用年数で単純更新する場合」の将来負担費用と位置付け、これまで充当してきた財源の実績を「長寿命化等対策を講ずる場合」の将来負担費用として適用することとします。

表 3.1.1 各施設における将来負担費用算出方法

| 対象施設 | | 将来負担費用の算出方法 | |
|------|-----------|----------------------|-----------------------------------|
| | | 耐用年数で単純更新する場合 | 長寿命化等対策を講ずる場合 |
| 公共施設 | 建築物系の公共施設 | 解説書付属ソフトの仕様（従来型）による | 解説書付属ソフトの仕様に基づき建物の将来方針等を反映（長寿命化型） |
| | インフラ施設 | | |
| | 道路（道路の舗装） | 総務省ソフトの仕様による | 過去の実績（充当可能財源の見込み額） |
| | 橋梁 | 橋梁長寿命化修繕計画による（事後保全型） | 橋梁長寿命化修繕計画による（管理区分型） |
| | 水道施設（建物） | 解説書付属ソフトの仕様（従来型）による | 解説書付属ソフトの仕様に基づき建物の将来方針等を反映（長寿命化型） |
| | 水道施設（管路） | 総務省ソフトの仕様による | 過去の実績（充当可能財源の見込み額） |
| | 下水道施設（建物） | 解説書付属ソフトの仕様（従来型） | 解説書付属ソフトの仕様に基づき建物の将来方針等を反映（長寿命化型） |
| | 下水道施設（管路） | 総務省ソフトの仕様による | 過去の実績（充当可能財源の見込み額） |

1. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（耐用年数で単純更新する場合）

（1）公共施設（公共系建築物）における考え方

建物における中長期的な経費は、解説書に準拠して算出します。解説書における「従来型（＝耐用年数で単純更新する場合）」による算出の考え方は次のとおりです。

- ・ 改築周期：建築後 50 年で、現状の延床面積を維持したまま改築します。また、工事費は 2 年間に均等配分します。
- ・ 改築単価：建物の種類に関係なく、330,000 円/㎡とします。
- ・ 大規模改造周期：20 年目と 40 年目に、現状の延床面積に対し単年度で工事を実施します。20 年以上経過した建物は 40 年目のみ計上します。
- ・ 大規模改造単価：建物の種類に関係なく、82,500 円/㎡（改築単価の 25%）とします。

【従来型コスト算出イメージ図】

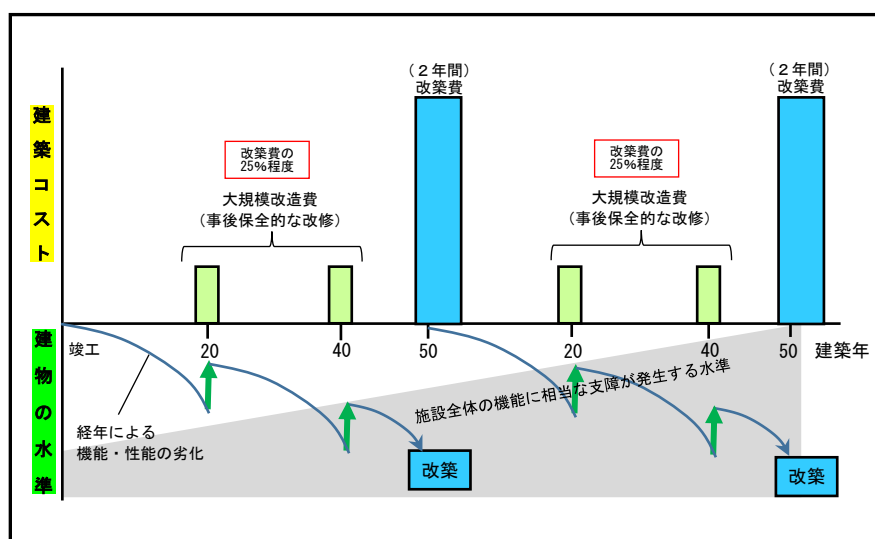


図 3.1.1 従来型コスト算出の考え方

資料 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成 29 年 3 月 文部科学省）より

(2) インフラ施設における考え方

インフラ施設（道路、橋梁、水道施設、下水道施設）の維持管理・更新等に係る費用算出に必要な条件は、総務省が公表する「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」（平成 23 年 3 月）に基づき設定します。

次の項目について、建替えの場合と大規模修繕の場合について、それぞれ設定します。

- インフラ施設の耐用年数
- インフラ施設の更新に係る単価
- インフラ施設の積み残しの処理方法

1) 道路（舗装）の費用算出

道路は路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備されるため、年度別に把握することが困難です。このため、現在の整備面積を耐用年数で除した面積を年間の更新量と仮定します。

①道路（舗装）の更新単価

「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）に示される平成 19 年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で除した値を採用します。

表 3.1.2 道路の更新単価

| 分類 | 対象施設 | 単価 |
|----|-------|------------------------|
| 道路 | 道路の舗装 | 4,700 円/m ² |

②道路（舗装）の更新年度（耐用年数）

舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12 年から 20 年のそれぞれの年数を踏まえ、道路の耐用年数を 15 年と仮定します。

2) 橋梁の費用算出

橋梁については、長寿命化修繕計画により算出された事後保全型の算出結果（50 年間で 11,513,104 千円）を 1 年間当たりの金額均等配分した額（230,262 千円/年）を適用します。詳細については、三春町橋梁長寿命化修繕計画を参照してください。

3) 水道施設の費用算出

水道施設(管路)は、整備した年度から法定耐用年数を経た年度に更新し、水道施設の建物部分及びプラント部分については公共施設の更新年数と同じ年度に更新すると仮定します。

<建物>

水道施設のうち建物の建替え、大規模改修に係る経費の算出は、建築系公共施設に準じて算出します。

<管路>

①水道施設(管路)の更新単価

水道施設(管路)の更新単価は、「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説(平成20年9月)」における管路の費用関数により、送水管及び配水管に分類し、管径別単価を設定します。

表 3.1.3 水道施設(管路)の更新単価

| 分類 | 管径 | 単価 |
|----------|--------------|-------------|
| 導水管及び送水管 | 300 mm未満 | 100,000 円/m |
| | 300~500 mm未満 | 114,000 円/m |
| 配水管 | 50 mm未満 | 97,000 円/m |
| | 50~75 mm未満 | 97,000 円/m |
| | 75~100 mm未満 | 97,000 円/m |
| | 100~125 mm未満 | 97,000 円/m |
| | 125~150 mm未満 | 97,000 円/m |
| | 150~200 mm未満 | 100,000 円/m |
| | 200~250 mm未満 | 103,000 円/m |
| | 250~300 mm未満 | 106,000 円/m |
| | 300~350 mm未満 | 111,000 円/m |
| | 350~400 mm未満 | 116,000 円/m |

②水道施設(管路)の更新年度(耐用年数)

水道施設(管路)の更新年数は、法定耐用年数の40年とします。

③水道施設(管路)の積み残し処理

算出時点で更新年数をすでに経過し、更新されずにいる水道施設(管路)については、今後5年間で更新するものとします。

4) 下水道施設の費用算出

下水道施設(管路)は、整備した年度から法定耐用年数を経た年度に更新し、下水道施設の建物部分及びプラント部分については公共施設の更新年数と同じ年度に更新すると仮定します。

<建物>

下水道施設のうち建物の建替え、大規模改修に係る経費の算出は、建築系公共施設に準じて算出します。

<管路>

①下水道施設(管路)の更新単価

本単価として、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」において設定されている更生工法を前提とした、管径別の単価を使用します。

表 3.1.4 下水道施設(管路)の管径別更新単価

| 分類 | 管径 | 単価 |
|---------|-------------|-------------|
| 下水道 管径別 | 250 mm以下 | 61,000 円/m |
| | 251~500 mm | 116,000 円/m |
| | 501~1000 mm | 295,000 円/m |

②下水道施設(管路)の更新年度(耐用年数)

下水道施設(管路)の更新年数は、法定耐用年数の50年とします。

③下水道施設(管路)の積み残し処理

算出時点で更新年数をすでに経過し、更新されずにいる下水道施設(管路)については、今後5年間で更新するものとします。

2. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（長寿命化等対策を講ずる場合）

（1）公共施設（公共系建築物）における考え方

建物における中長期的な経費は、解説書に準拠して算出します。解説書における「長寿命化型」による算出の考え方は次のとおりです。

今後の維持・更新コストの（長寿命化型）算出の考え方は次のとおりです。

- ・改築 : 建築後 80 年後まで建物を使用します。
- ・改築単価 : 表 3.2.1 に従います。
- ・長寿命化改修 : 建築後 40 年目に、現状の延床面積で改修を実施し、2 年間に工事費を均等配分します。
- ・長寿命化改修単価 : 改築単価の 60% とします。
- ・大規模改造 : 建築後 20 年目と 60 年目に、現状の延床面積により単年度で工事を実施するものとします。
- ・大規模改造単価 : 改築単価の 25% とします。
- ・部位修繕 劣化状況評価「C」: 今後 10 年以内に部位修繕を実施します。
劣化状況評価「D」: 今後 5 年以内に部位修繕を実施します。
(改築・長寿命化改修・大規模改造を今後 10 年以内に実施する場合を除きます。)
- ・部位修繕単価: 施設用途別かつ部位ごとに定められた、改築単価の 3.0% から 5.6% とします。

※「試算上の区分」の設定が「改築」の場合は、改築等周期は従来型算出の周期と同じ条件です。

【長寿命化型コスト算出イメージ図】

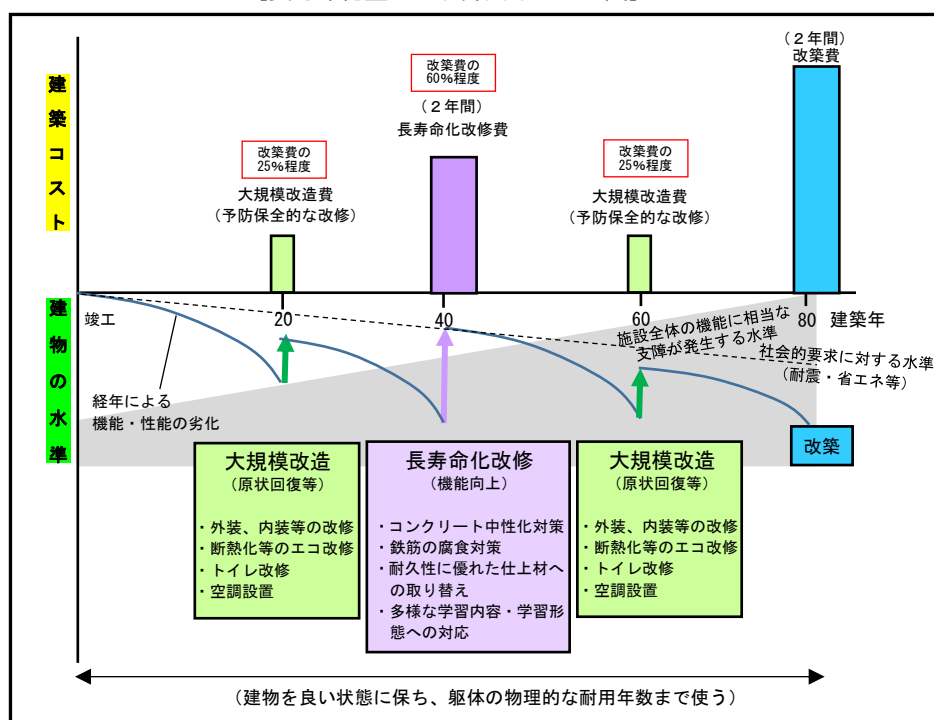


図 3.2.1 長寿命化型コスト算出の考え方

資料 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成 29 年 3 月 文部科学省）より

表 3.2.1 施設用途別の建替え単価

| 施設用途 | 建替え単価 |
|-------------------|----------------------|
| 1 町民文化系施設 | 40 万円/m ² |
| 2 社会教育系施設 | 40 万円/m ² |
| 3 行政系施設 | 40 万円/m ² |
| 4 産業系施設 | 40 万円/m ² |
| 5 スポーツ・レクリエーション施設 | 36 万円/m ² |
| 6 学校教育系施設 | 33 万円/m ² |
| 7 子育て支援施設 | 33 万円/m ² |
| 8 保健・福祉施設 | 36 万円/m ² |
| 9 医療施設 | 40 万円/m ² |
| 10 公営住宅 | 28 万円/m ² |
| 11 供給処理施設 | 36 万円/m ² |
| 12 公園 | 33 万円/m ² |
| 13 その他施設 | 36 万円/m ² |

さらに、図 3.2.1 の考え方に加え、施設ごとの方針^{※16}を踏まえ、除却（解体や譲渡等）する建物は建替えしない等の条件を設定した上で、建物における長寿命化型の算出を行っています。

（2）インフラ施設における考え方

橋梁については、長寿命化修繕計画により算出された管理区分型の算出結果（50年間で2,007,685千円）を1年間当たりの金額均等配分した額（40,154千円/年）を適用します。詳細については、これらの長寿命化修繕計画を参照してください。

その他のインフラ施設における算出方法については、「各施設における将来負担費用算出方法」で触れたとおり、各長寿命化修繕計画で算出された結果、または、過去の投資的経費の実績を計上します。

インフラ施設（水道施設、下水道施設）の建屋に係る建替え、大規模改修に係る経費の算出は、建築系公共施設に準じて算出します。

※16 施設ごとの個別の方針については、建物に係る個別施設計画・長寿命化計画を参照してください。

3 公共施設等の中長期的な経費の見込み額

(1) 耐用年数で単純更新する場合

本町が保有する全ての公共施設及びインフラ施設を、このまま保有し更新を続けていくことを前提とした「耐用年数で単純更新する場合」において、今後40年間で必要となる維持・更新費用は1,273.5億円と算出されます。これを平均すると、1年間当たり31.8億円となります。この算出額は、公共施設等における充当可能財源（1年間当たり11.3億円）の2.8倍になります。

これより、本町の財政状況から勘案すると、現状保有する公共施設等を将来にわたり更新し続けることは困難であることが見込まれます。

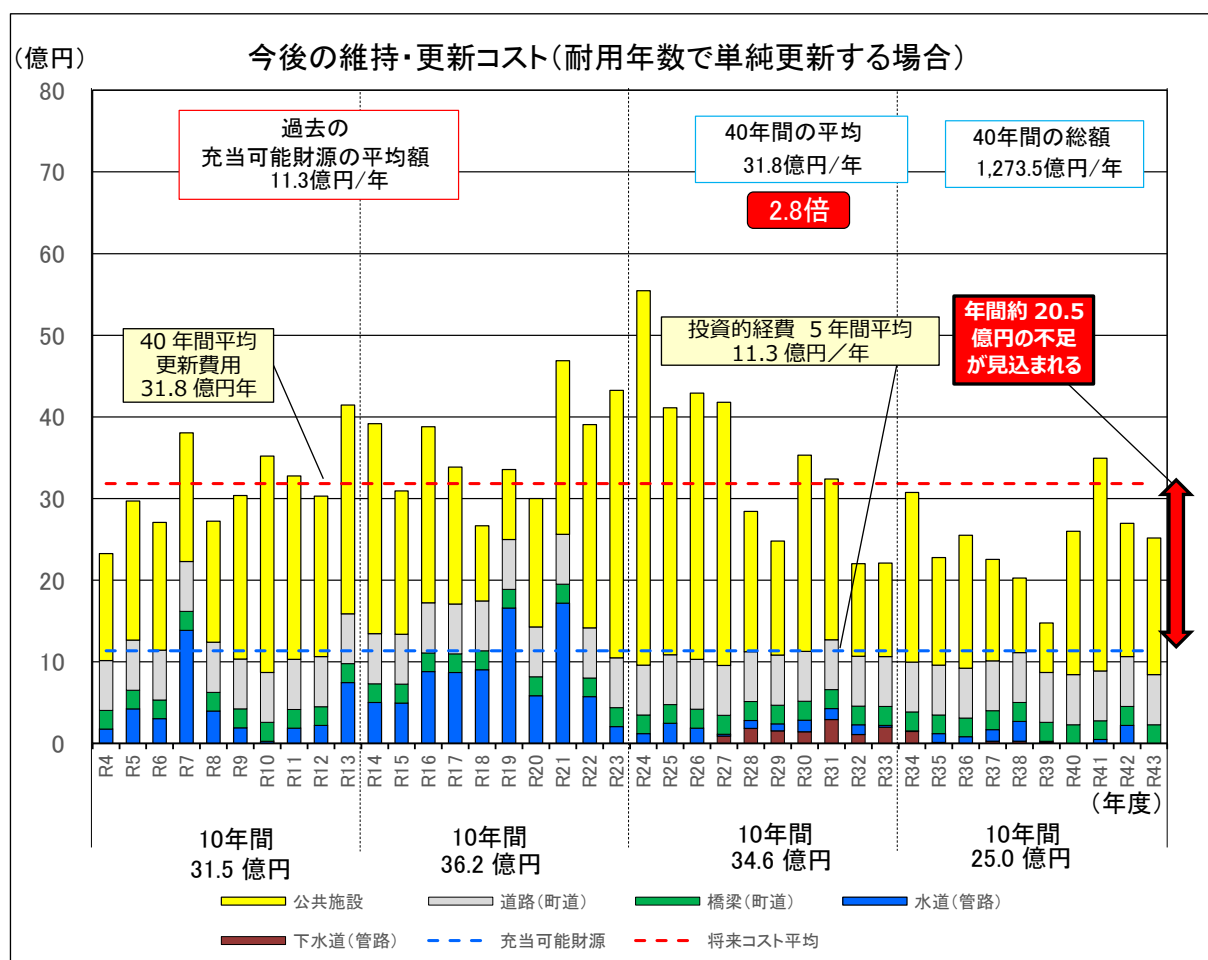


図 3.3.1 今後の維持更新コスト（耐用年数で単純更新する場合）

表 3.3.1 今後の維持更新コスト（耐用年数で単純更新する場合）（億円）

| 項目 | 当初10年間 (R4~R13) | 11~20年目 (R14~R23) | 21~30年目 (R24~R33) | 31~40年目 (R34~R43) | 合計 | 年平均 |
|----------|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------|------|
| 公共施設(建物) | 190.7 | 194.0 | 238.6 | 154.5 | 777.8 | 19.4 |
| 道路(町道) | 61.2 | 61.2 | 61.2 | 61.2 | 244.7 | 6.1 |
| 橋梁(町道) | 23.0 | 23.0 | 23.0 | 23.0 | 92.0 | 2.3 |
| 水道施設 | 40.6 | 83.9 | 11.8 | 8.7 | 145.1 | 3.6 |
| 下水道施設 | 0.0 | 0.0 | 11.7 | 2.2 | 13.9 | 0.3 |
| 合計 | 315.4 | 362.1 | 346.4 | 249.6 | 1,273.5 | 31.8 |

(2) 長寿命化等対策を講ずる場合

本町が保有する公共施設等の将来方針を考慮し長寿命化等を行う「長寿命化等の対策を講ずる場合」において、今後 40 年間で必要となる公共施設等に係る維持・更新費用は 704.1 億円と算出されます。これを平均すると、1 年間当たり 17.6 億円となります。この算出額は、公共施設等における充当可能財源（1 年間当たり 11.3 億円）の 1.6 倍になります。

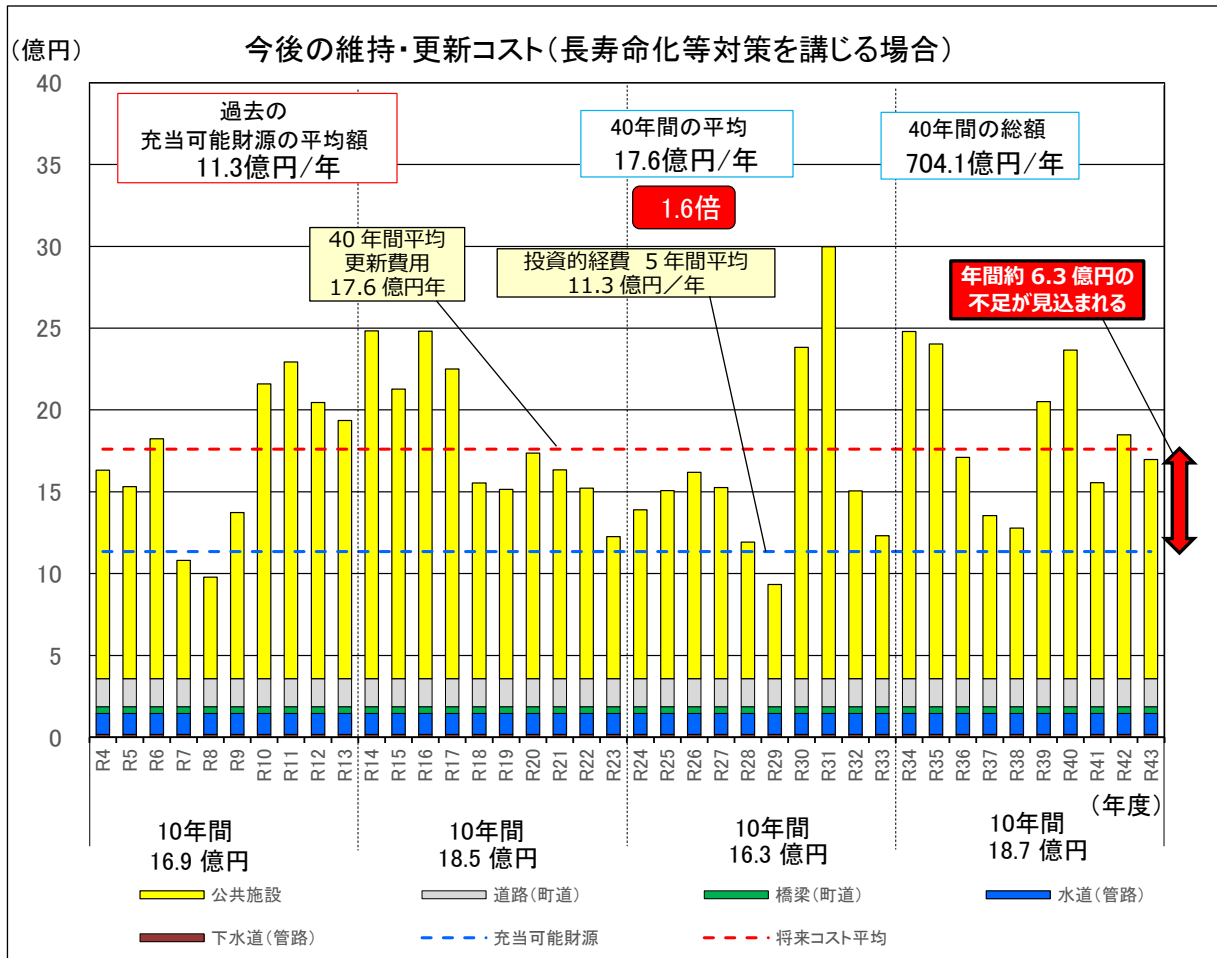


図 3.3.2 今後の維持更新コスト（長寿命化等の対策を講ずる場合）

表 3.3.2 今後の維持更新コスト（長寿命化等の対策を講ずる場合）（億円）

| 項目 | 当初 10 年間 (R4~R13) | 11~20 年目 (R14~R23) | 21~30 年目 (R24~R33) | 31~40 年目 (R34~R43) | 合計 | 年平均 |
|----------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------|------|
| 公共施設(建物) | 132.7 | 149.5 | 127.0 | 151.6 | 560.8 | 14.0 |
| 道路(町道) | 17.2 | 17.2 | 17.2 | 17.2 | 68.8 | 1.7 |
| 橋梁(町道) | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 16.1 | 0.4 |
| 水道施設 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 52.0 | 1.3 |
| 下水道施設 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 6.4 | 0.2 |
| 合計 | 168.5 | 185.3 | 162.8 | 187.4 | 704.1 | 17.6 |

4 人口減少による将来負担費用の推計

現状の公共施設保有面積は約 12.9 万㎡で、町民 1 人当たり 7.58 ㎡を保有しています。また、直近 5 年間における町民 1 人当たりの投資的経費は、年平均 6.69 万円となっております。

長寿命化等の対策を講ずる場合では、今後 40 年間の維持・更新費用が年平均 17.60 億円となり、1 人当たりの年間負担額が 14.67 万円と実質的に現在の約 2.19 倍の負担となる計算になります。

一方、現状の投資的経費を今後も維持した場合は、更新できる建物の保有面積は、単純計算で 8 万㎡程度に限られることとなり、施設総量の縮減に伴う維持管理費の負担減を勘案しても、3 割から 4 割程度の施設が維持できなくなることが見込まれます。

また、インフラ施設においては、現状の投資的経費を充当可能財源として見込むことから、公共施設ほどの負担増は見込まれないものの、人口減少に伴い 1 人当たりの負担額は増加することが見込まれます。

表 3.4.1 人口減少を考慮した将来負担費用の推計一覧表

| | | 既往実績 (過去 5 年平均) | | 今後 40 年の推計 (長寿命化等の対策を講ずる場合) | | 倍 率 B/A |
|-----|---------|--------------------|---------|--------------------------------|----------|------------|
| | | 単年平均 | | 単年平均 | | |
| 人 口 | | 17,018 人 (令和 2 年) | | 12,000 人 | | |
| | | 1 人当たり (A) | | 1 人当たり (B) | | |
| | | 投資的 経 費 | 公共施設 | 4.49 億円 | 2.64 万円 | 14.02 億円 |
| 道路 | 1.72 億円 | | 1.01 万円 | 1.72 億円 | 1.43 万円 | 1.42 |
| 橋梁 | 0.37 億円 | | 0.22 万円 | 0.40 億円 | 0.33 万円 | 1.50 |
| 水道 | 1.30 億円 | | 0.76 万円 | 1.30 億円 | 1.08 万円 | 1.42 |
| 下水道 | 0.16 億円 | | 0.09 万円 | 0.16 億円 | 0.13 万円 | 1.44 |
| その他 | 3.30 億円 | | 1.94 万円 | — | — | — |
| 合 計 | | 11.35 億円 | 6.69 万円 | 17.60 億円 | 14.67 万円 | 2.19 |

5 長寿命化等対策の効果

中長期的な経費の見込み額について耐用年数で単純更新する場合と長寿命化等対策を講ずる場合を比較した結果、長寿命化等対策による効果として今後 40 年間で 569.4 億円、1 年間当たり 14.2 億円の縮減効果が見込まれます。

表 3.5.1 長寿命化等対策の効果額

| ①耐用年数で単純更新する場合 (億円) | | | | | | |
|---------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------|------|
| 項目 | 当初 10 年間 (R4~R13) | 11~20 年目 (R14~R23) | 21~30 年目 (R24~R33) | 31~40 年目 (R34~R43) | 合計 | 年平均 |
| 公共施設(建物) | 190.7 | 194.0 | 238.6 | 154.5 | 777.8 | 19.4 |
| 町道(道路) | 61.2 | 61.2 | 61.2 | 61.2 | 244.7 | 6.1 |
| 町道(橋梁) | 23.0 | 23.0 | 23.0 | 23.0 | 92.0 | 2.3 |
| 水道施設 | 40.6 | 83.9 | 11.8 | 8.7 | 145.1 | 3.6 |
| 下水道施設 | 0.0 | 0.0 | 11.7 | 2.2 | 13.9 | 0.3 |
| 合計 | 315.4 | 362.1 | 346.4 | 249.6 | 1,273.5 | 31.8 |

| ②長寿命化等対策を講ずる場合 (億円) | | | | | | |
|---------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------|------|
| 項目 | 当初 10 年間 (R4~R13) | 11~20 年目 (R14~R23) | 21~30 年目 (R24~R33) | 31~40 年目 (R34~R43) | 合計 | 年平均 |
| 公共施設(建物) | 132.7 | 149.5 | 127.0 | 151.6 | 560.8 | 14.0 |
| 町道(道路) | 17.2 | 17.2 | 17.2 | 17.2 | 68.8 | 1.7 |
| 町道(橋梁) | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 16.1 | 0.4 |
| 水道施設 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 52.0 | 1.3 |
| 下水道施設 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 6.4 | 0.2 |
| 合計 | 168.5 | 185.3 | 162.8 | 187.4 | 704.1 | 17.6 |

| ③長寿命化等対策による効果額 (①-②) (億円) | | | | | | |
|---------------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------|------|
| 項目 | 当初 10 年間 (R4~R13) | 11~20 年目 (R14~R23) | 21~30 年目 (R24~R33) | 31~40 年目 (R34~R43) | 合計 | 年平均 |
| 公共施設(建物) | 58.0 | 44.5 | 111.6 | 2.9 | 217.0 | 5.4 |
| 町道(道路) | 44.0 | 44.0 | 44.0 | 44.0 | 175.9 | 4.4 |
| 町道(橋梁) | 19.0 | 19.0 | 19.0 | 19.0 | 75.9 | 1.9 |
| 水道施設 | 27.6 | 70.9 | -1.2 | -4.3 | 93.1 | 2.3 |
| 下水道施設 | -1.6 | -1.6 | 10.1 | 0.6 | 7.5 | 0.1 |
| 合計 | 146.9 | 176.8 | 183.6 | 62.2 | 569.4 | 14.2 |

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

1 基本的な考え方

本町が保有又は管理・借用する財産を経営資源と捉え、全庁的かつ長期的な視点に基づき、計画的な予防保全による長寿命化や公共施設の効率的な利用による管理経費等の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、町有財産の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

この基本方針の目的を達成するため、次の3つの視点を取組みの柱とします。

○ 公共施設等の長寿命化と維持管理コストの低減

今後も利活用する施設については、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図りながらトータルコストの縮減及び財政負担の平準化を図ることとします。

また、各財産の特性や維持管理・更新等に係る取組み状況等を踏まえ、必要に応じて個別施設計画を策定または改訂し、これに基づく戦略的な維持管理・更新等を推進することとします。

○ 公共施設等の総資産量の適正化

公共施設については人口減少、厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の縮減を推進することとします。

インフラ施設については町民生活における重要性及び道路、上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく個別施設計画等に即した総量の適正化を図ることとします。

○ 公共施設の有効活用

未利用施設や敷地の民間等への貸付や転用、企業広告の拡大など町有財産の有効活用により収入の確保を図ることとします。

2 具体的な取組み方策

(1) 公共施設等に係る計画の進行管理

今後、公共施設等の更新及び改修時期が集中することが見込まれることから、公共施設等の長期的な健全保全を図るため、「三春町公共施設長期修繕計画」(平成22年度策定)に基づき、適切な時期に必要な修繕等を行い公共施設等の長寿命化を図り資産価値を保持することにより、ライフサイクルコストの縮減を図ることとします。

そのために、当該計画の進行管理を次のとおり行うこととします。

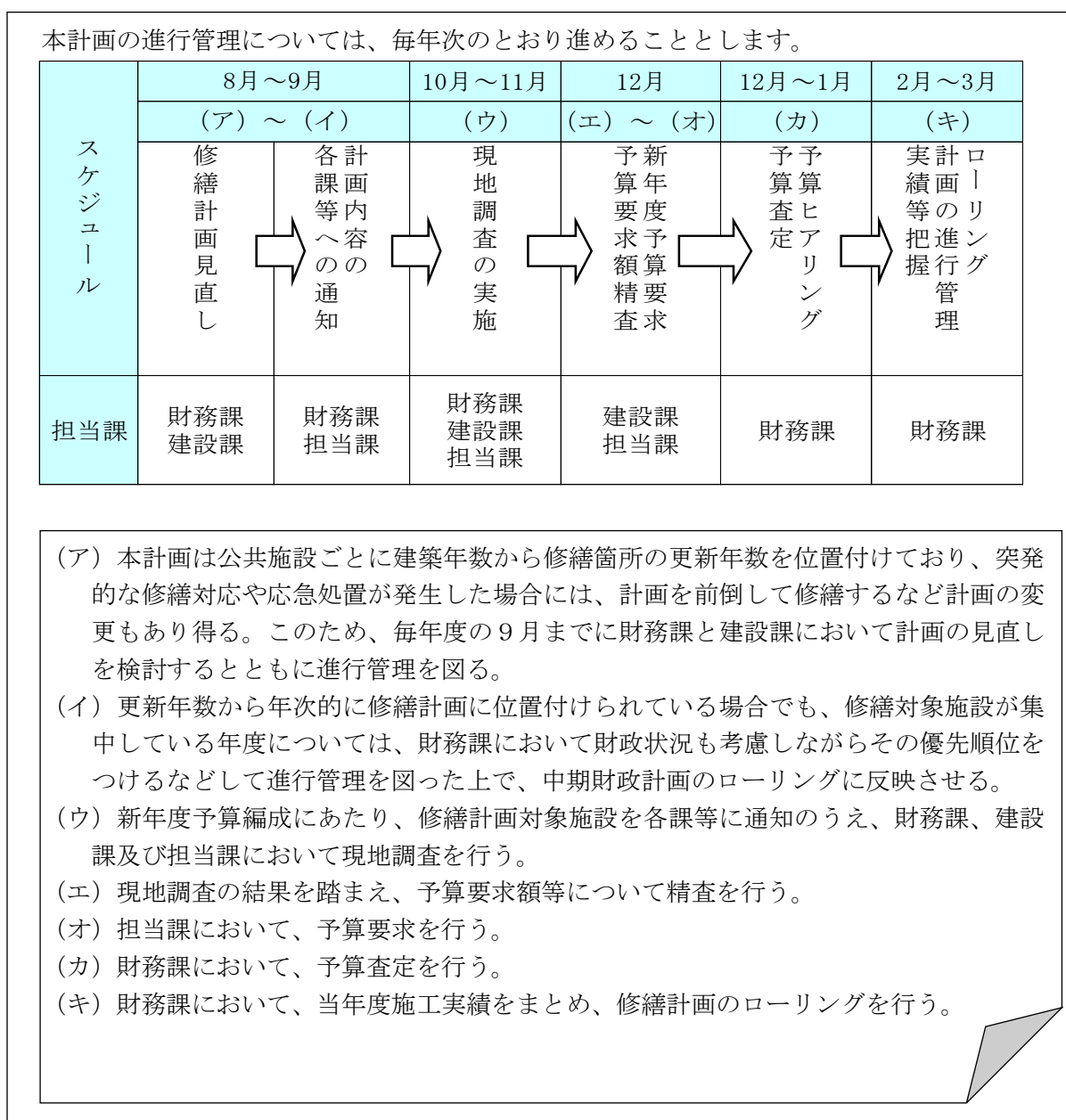


図 4.2.1 三春町公共施設長期修繕計画の進行管理

(2) 公共施設における取組み方策

① 点検・診断等の実施方針

本町の公共施設（建築物）は、建築後30年以上経過した建物の延床面積が全体の約5割を占めており、大規模改修や建替えが必要となりつつあります。また、今後は築30年未満の施設も含め、大規模改修や更新の時期を続々と迎えることとなります。

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するためには、施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは公共施設を建設時期によって、以下の表に示すように「ア）旧耐震基準」、「イ）新耐震基準（前期）」、「ウ）新耐震基準（後期）」の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

表4.2.1 建築時期による建築物の分類

| 建築物の分類 | 要件 |
|--------------|------------------------------------|
| ア) 旧耐震基準 | 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された施設を対象とします。 |
| イ) 新耐震基準（前期） | 新耐震基準に適合するものの、建築後20年を超えた施設を対象とします。 |
| ウ) 新耐震基準（後期） | 新耐震基準に適合し、建築後20年以内の施設を対象とします。 |

ア) 旧耐震基準

旧耐震基準で建築されている公共施設については、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震改修済の施設や耐震性を保有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

イ) 新耐震基準（前期）

概ね建築後20年が経過する公共施設については、既に大規模改造の実施時期を迎えていることから、建物劣化状況の把握に努めるとともに大規模改造の実施を検討します。

ウ) 新耐震基準（後期）

概ね建築後15年以内の施設は建築後の経過年数が短く、整備水準が比較的高い公共施設が多いと想定されることから長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、建築後15年から20年を目安に建物劣化調査等の実施を検討します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の更新にあたっては、人口動態や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定した上で機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

また、計画的・効率的な維持管理及び修繕による経費削減を図るとともに、点検・修繕や適切な時期に修繕を実施する「予防保全」を重視しながら、建物寿命を延命することで建替え等に係る費用負担の軽減や負担発生年次の平準化を図ります。

③ 安全確保の実施方針

公共施設については、日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。また、災害時に避難所等となる防災機能を有する施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた場合は、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な改善・更新を実施し、機能の維持、安全性の確保を図ります。

さらに、老朽化による供用廃止（予定含む）の施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の解体や除去等、安全性の確保を図ります。

④ 耐震化の実施方針

本町の公共施設には、耐震改修が義務となっている建物において耐震改修が未実施の建物は無いものの、今後も「三春町耐震改修促進計画」や「三春町国土強靱化地域計画」に基づき、更新や耐震改修により防災拠点施設の新築や避難所等の耐震化を計画的に推進します。

【公共建築物の耐震化 施策プログラム】

- ア) 災害時において迅速かつ的確に対応するため、防災拠点となる公共施設の計画的な耐震化を推進する。
- イ) 施設に付随する工作物や非構造材の定期的な点検により施設全体の安全性を確保する。
- ウ) 文化財等の展示方法の点検などの防災対策による人的被害の回避と文化財等の保全を図る。

※三春町国土強靱化地域計画（2020.9）より

⑤ 長寿命化の実施方針

公共建築物の長寿命化にあたっては、点検・改修等を計画的に行うとともに、内装や設備機器の定期的な交換や大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化を推進します。

該当する施設は、「定期点検」や「予防保全」の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。

供用廃止（予定含む）する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し内装や設備等の改造により、長期間使用することを目指します。

また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化改修を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

長寿命化計画を策定している施設については、同長寿命化計画の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

⑥ 複合化・集約化や廃止の推進方針

将来にわたる財産保有に要するコストを縮減するため、点検・診断等により高い危険性が認められた公共施設や老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みが低い施設については、特例地方債などを活用して解体撤去を基本とします。

また、人口や財政規模に見合った施設保有の最適化を図る必要があることから、施設が果たしている役割や機能を再確認し、施設機能の更新、複合化、転用及び長寿命化などの検討を行うこととします。

【公共施設の有効活用方針】

- ア) 利活用の見込みのない町有地については、積極的な売却を進めることとします。なお、形状等の理由により、売却困難な土地については、一時貸付などの活用を図ることとします。
- イ) 施設機能の更新、複合化、転用及び長寿命化などにより、使用する見込みがなくなった公共施設については、積極的に譲渡や貸付を進め、これらによって得られた財源は、存続する公共施設の維持管理経費等に充てることを原則とします。
- ウ) 人口減少や厳しい経済情勢の背景から、公共施設の譲渡や貸付が進まない場合は、地域の活性化、産業振興、福祉の向上、定住人口の増加に寄与することを目指し、無償譲渡や無償貸付を行うことも検討することとします。
- エ) 公共施設への企業広告の導入など、財産を広告媒体として有効に活用して収入の確保を図ることも検討することとします。

(3) インフラ施設における取組み方策

インフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能等とともに、防災対策としても重要な役割を担っています。

これらは、公共施設と異なり複合化や転用等の改善が適さないことから、施設の種別ごとに整備状況や老朽化の度合い等から方向性を検討し、その結果から施設の重要度に応じた個別施設計画を策定または改訂することとします。

既に長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定している場合、細部における取組みは同計画に従い実施することとなります。

① 点検・診断等の実施方針

インフラ施設は町の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取組んでいくものとします。

なお、定期的な点検・診断により、施設の状態を的確に把握して必要な対策を適切な時期に効果的に実施し、メンテナンスサイクルを構築することとします。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指した計画的かつ効率的な管理を推進することとします。

③ 安全確保の実施方針

インフラ施設については、点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら安全性の確保に努めます。

④ 耐震化の実施方針

インフラ施設は利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要なため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

⑤ 長寿命化対策の推進

安全性や経済性を踏まえつつ、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的な修繕等を実施することにより、機能を保持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストの削減を図ることとします。

⑥ 統合や廃止の推進方針

インフラ施設の整備においては、社会情勢や町民ニーズを的確に捉え、かつ、財政状況を考慮して中長期的視点から必要な施設の整備を計画的に行うこととします。

(4) 公営企業資産における取組み

水道事業（上水道施設、簡易水道施設）、下水道事業等（公共下水道施設、農業集落排水施設）、病院事業（町立三春病院）については、地方公営企業という独自性を有しており、独立採算を原則とする会計となっています。また、これら事業会計は地方公営企業法の規定を全部適用しているため経営状況や資産の状態が明確であり、経営意識の向上が図られています。

なお、施設の新設、更新、修繕の検討には、毎年度作成している中期財政計画を基本としながら、人口の推移や需要の変化はもとより、経済状況や社会情勢に応じた経営全般での検討が必要であり、本計画との整合性を図りながら必要に応じて適宜見直しを図っていくこととします。

(5) ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等の改修や更新等を行う際には、町民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できるようユニバーサルデザインへの推進を検討することとします。

(6) 地球温暖化対策の推進

公共施設の更新や長寿命化改修時には、再生可能エネルギー設備等の導入を踏まえ、必要に応じて太陽光発電装置の導入やZEB^{※17}の実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入を見込んだ事業や廃棄物の焼却における熱回収事業を実施することで、二酸化炭素の排出量削減を推進することとします。

また、インフラ整備面では、EV（電気自動車）等の電動交通体系を見込んだインフラ整備の実施等により、カーボンニュートラルの実現に向けた施策を講ずることを検討していきます。

※17 ZEB (Net Zero Energy Building) 一定の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 民間活力の導入

- ア) 民間企業等の持つ様々な資金やノウハウを活用し、施設の整備、更新、維持管理及び運営を効果的かつ効率的に行うことを検討します。
- イ) 指定管理者制度や PPP^{※18}/PFI^{※19}などの手法を用い、町内企業を始めとする民間企業の活力を施設整備や管理に導入する検討を行うこととします。
- ウ) 民間施設の活用など、公共施設にこだわらない行政サービスの提供の検討を行うこととします。

② 個別施設計画の策定・推進

令和3年度時点において個別施設計画の策定が済んでいる次の計画については、社会情勢の変化や情報の蓄積を踏まえて、本計画との整合性を図り適切に見直しを進めることとします。また、計画未策定の施設については、速やかに策定することとします。

表4.2.2 個別施設計画策定状況一覧

| 施設名 | 計画名 | 策定年度 |
|------------------|---|------|
| 公営住宅等 | 三春町公営住宅等長寿命化計画 | H26 |
| 道路（舗装） | 舗装の個別施設計画 | H30 |
| 上水道施設（管路） | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（水道インフラ資産） | H30 |
| 下水道施設（管路） | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（下水道インフラ資産） | H30 |
| 橋梁 | 三春町橋梁長寿命化修繕計画 | H30 |
| 歴史民俗資料館 外 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画文化施設（歴史民俗資料館 外） | H30 |
| 社会体育施設 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（社会体育施設） | H30 |
| 商工観光施設 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（商工観光施設） | H30 |
| 学校施設 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（学校施設） | H30 |
| 子育て支援施設 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（子育て支援施設） | H30 |
| 三春町福祉会館及び南町高齢者住宅 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（保健・福祉施設） 三春町福祉会館及び南町高齢者住宅 | H30 |
| 三春町保健センター | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（保健・福祉施設） 三春町保健センター | H30 |
| 清掃センター | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（供給処理施設） | H30 |
| 地区集会所施設 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（地区集会所施設） | H30 |

※18 PPP：「パブリック・プライベート・パートナーシップ」の略称。官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。PFIや指定管理者制度はPPPの代表的な手法。

※19 PFI：「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略称。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図る事業手法。

| 施設名 | 計画名 | 策定年度 |
|-----------|--|------|
| 普通財産施設 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（普通財産施設） | H30 |
| 上水道施設（建物） | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（水道施設） | H30 |
| 下水道施設（建物） | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（下水道施設） | H30 |
| 三春町立三春病院 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（三春町立三春病院） | H30 |
| 三春町敬老園 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（保健・福祉施設）三春町敬老園 | H30 |
| 生活工芸館 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（保健・福祉施設）生活工芸館 | H30 |
| 屋内ゲートボール場 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（保健・福祉施設）屋内ゲートボール場 | H30 |
| 消防施設 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（消防施設） | H30 |
| 生涯学習施設 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（生涯学習施設） | H30 |
| 農林施設 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（農林施設） | H31 |
| 旧沢石地区福祉館 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（普通財産）旧沢石地区福祉館 | R1 |
| 定住促進住宅 | 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（共同住宅）定住促進住宅 | R2 |

③ 固定資産台帳等の活用と公共施設マネジメント

人口推計より今後も少子高齢化や人口減少は続くことから、公共施設利用者数の減少が見込まれます。さらに、生産年齢人口が減ることによる町税収入への影響、高齢者人口が増えることによる社会保障費の増加等を考慮すると、限られた財源のもとで公共施設を一層効率的・計画的に管理していく必要があります。

そこで、共通のフォーマットにより、個別施設ごとに利用度、維持管理費用、老朽化などの施設情報を記載した「施設カルテ」を作成し、情報更新には固定資産台帳を活用することで、効率的に情報の一元化・見える化を図り公共施設マネジメントを推進します。

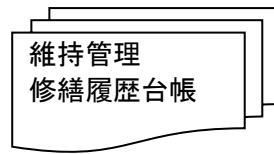
次ページに、施設カルテの作成手法を例示します。

本計画に基づき、次の台帳（施設カルテ）を整備することとします。

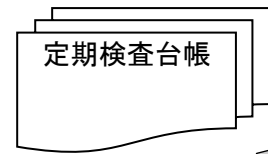
機能 1



機能 2



機能 3



◇機能 1 施設台帳

財務規則に基づく財産台帳の項目が整理され、かつ「検査台帳」「設備台帳」とリンクした母台帳で、施設の維持管理における基本情報を、固定資産台帳を活用する等効率的に管理する。

◇機能 2 維持管理・修繕履歴台帳

水道光熱費や保守料などの維持管理費を経年で管理する。併せて、50 万円以上の修繕履歴を記録管理する。その際、修繕箇所を図示化する。

◇機能 3 定期検査台帳

建築基準法、消防法、浄化槽法等に基づく定期検査による指摘事項等を管理する。この台帳では、設備の保安全管理に必要となる部位や機器が網羅される。管理項目は概ね次のとおり。

- ・換気設備 ・排煙設備 ・非常用照明装置 ・給排水設備 ・昇降機
- ・消防設備 ・浄化槽 ・電気設備 ・自動ドア etc

- 各台帳を次により整備し、データベース化を図る。
 - ・施設管理は所管課であることから、台帳作成は所管課とする。
 - ・所管課は、財産台帳、建築基準法、消防法等の定期検査結果、修繕記録などにに基づき台帳を作成する。（台帳作成の手順参照）
 - ・法定の定期検査を実施する必要のない施設については、定期検査に準じた調査を行い、台帳を整備することを検討する。
- 台帳の更新を行う。
 - ・所管課は法定の定期検査結果や修繕工事の施工に基づき、台帳を随時更新する。

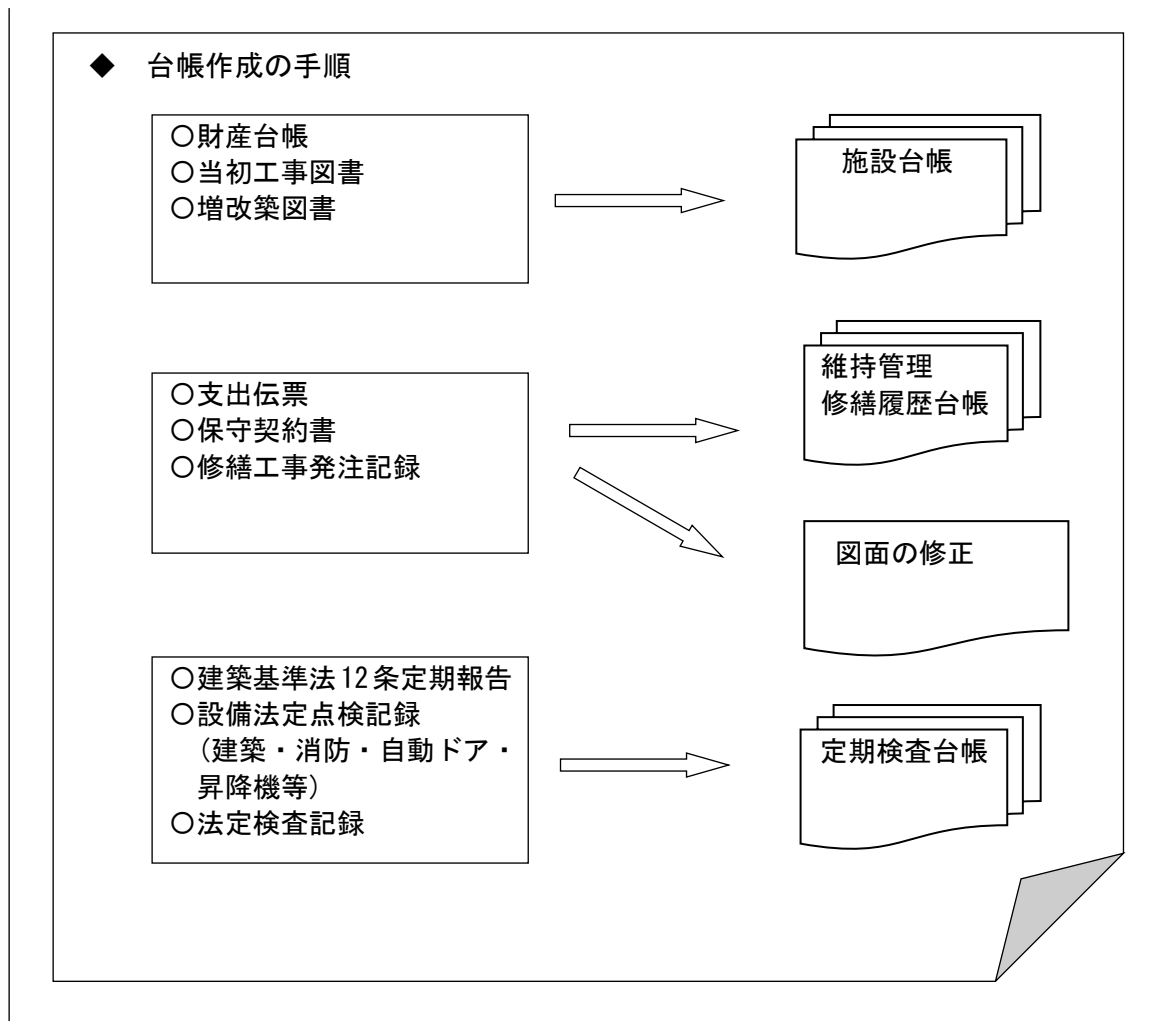


図 4.2.2 施設カルテの作成手法（例）

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について

1 公共施設の管理に関する基本的な方針について

(1) 町民文化系施設

| |
|---|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち延床面積比で7.0%を占め、三春交流館や集会施設等16施設(22棟)を保有しています。● 町民文化系施設のうち、築30年以上の建物が占める割合は延床面積比で30.9%となっています。● 最も古い建物としては、御木沢地区公民館(昭和51年度建築)があげられます。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。● 民間活力の導入等により、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。● 地域利用の多い施設は、地域への一部委託、貸付、移管等を含めて検討します。 |

(2) 社会教育系施設

| |
|---|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち延床面積比で2.5%を占め、民俗資料館や郷土人形館、埋蔵文化財整理室等7施設(10棟)を保有しています。● 社会教育系施設のうち、築30年以上の建物が占める割合は延床面積比で57.1%となっており、半数以上を占めています。● 最も古い建物としては、埋蔵文化財整理室(昭和57年度建築)があげられます。● 老朽化した建物がやや多い施設用途といえます。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 今後も継続して機能の集約化を図り、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めます。● 引き続き、指定管理者制度の活用等による民間活力の導入により、効果的な維持管理を推進すると共に、サービス水準の維持・向上に努めます。● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画や点検等を強化し、仕様の水準を改善することにより、耐久性の向上や予防保全の維持管理による修繕周期の延長等、将来施設に係るライフサイクルコストの縮減を図ります。● 歴史や風土を伝える、観光資源としての位置付けも担う魅力ある施設づくりに努めます。 |

(3) 行政系施設

| |
|--|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち延床面積比で4.2%を占め、役場庁舎や消防・防災施設等27施設(27棟)を保有しています。● 行政系施設のうち、築30年以上の建物が占める割合は延床面積比で23.0%となっています。● 最も古い建物としては、消防三春分署(昭和49年度建築)があげられます。● 比較的、新しい建物が多い施設用途といえます。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進することで、維持管理費用の平準化と長寿命化を図ります。 |

(4) 産業系施設

| |
|---|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち延床面積比で 7.7%を占め、田園生活館や交流施設等 9 施設 (27 棟) を保有しています。● 産業系施設のうち、築 30 年以上の建物が占める割合は延床面積比で 52.1%となっており、半数以上を占めています。● 最も古い建物としては、旧桜中学校交流施設校舎・体育館 (平成 3 年度建築) があげられます。● 老朽化した建物がやや多い施設用途といえます。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。● 一部施設については改修・改築等あわせて、民間事業者への移管も検討します。● 将来の地域ごとの人口動向や地域ニーズ等を踏まえ、施設の再編を検討します。 |

(5) スポーツ・レクリエーション施設

| |
|---|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち延床面積比で 4.7%を占め、体育館や運動公園管理棟等 8 施設 (9 棟) を保有しています。● スポーツ・レクリエーション施設のうち、築 30 年以上の建物が占める割合は延床面積比で 49.2%となっており、ほぼ半数を占めています。● 最も古い建物としては、町民体育館 (昭和 52 年度建築) があげられます。● 老朽化した建物がやや多い施設用途といえます。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。● 町民ニーズ等を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。● 施設の利用状況や老朽化の状況等を勘案しながら、長寿命化が必要な施設や改修箇所等を検討し、長寿命化を推進します。● PPP/PFI 等による民間活力の導入等の手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 |

(6) 学校教育系施設

| 現状および課題等 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち延床面積比で 31.3%を占め、小学校や中学校、共同調理場、教職員住宅等 14 施設（44 棟）を保有しています。● 学校教育系施設のうち、築 30 年以上の建物が占める割合は延床面積比で 51.9%となっており、半数以上を占めています。● 最も古い建物としては、三春小学校校舎の 4 棟（各昭和 43 年度建築）があげられます。● 老朽化した建物がやや多い施設用途といえます。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、周辺環境への影響を考慮した安全確保を踏まえながら計画的な改善・更新等により、機能の維持継続を検討します。● 既に耐震化済みの施設や耐震性を保有すると判断された施設についても、機能の維持・向上に留意しながら定期的な点検を実施します。● 児童・生徒数の減少に伴い生じる余裕教室については、地域住民の意見を踏まえ、広い視点での有効活用を検討します。● 老朽化が進行している小・中学校施設の改修や更新については、地域性や利便性に配慮した施設機能の複合化を前提とし、地域との合意形成を図りつつ考えていく必要があります。● 耐震改修が未実施の建物については、計画的に耐震改修を実施します。 |

(7) 子育て支援施設

| 現状および課題等 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち延床面積比で 2.8%を占め、保育所や幼稚園、子育て支援センター等 7 施設（11 棟）を保有しています。● 子育て支援施設のうち、築 30 年以上の建物が占める割合は延床面積比で 35.8%となっています。● 最も古い建物としては、三春町第 1 保育所園舎（昭和 57 年度建築）があげられます。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。● 一部施設については改修・改築等を検討します。● 将来の地域ごとの人口動向や地域ニーズ等を踏まえ、施設の再編を検討します。 |

(8) 保健・福祉施設

| |
|---|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち延床面積比で 4.9%を占め、保健センター集会施設や公民館等 3 施設（3 棟）を保有しています。● 保健・福祉施設には、築 30 年以上の建物はありません。● 最も古い建物としては、福祉会館（平成 7 年度建築）があげられます。● 比較的、新しい建物が多い施設用途といえます。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。● 高齢化社会を迎えることから町民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ、将来的には施設の老朽化状況を踏まえ、計画的な機能改善により、施設の長寿命化を推進します。 |

(9) 医療施設

| |
|---|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち延床面積比で 4.7%を占め、町立三春病院 1 施設（1 棟）を保有しています。● 医療施設には、築 30 年以上の建物はありません。● 町立三春病院は、平成 20 年度に建築された比較的新しい建物です。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組めます。● 長期的な修繕及び設備等更新計画や点検等の強化を図り、仕様の水準の改善等による耐久性の向上、予防保全の維持管理による修繕周期の延長等ライフサイクルコストの縮減を図ります。 |

(10) 公営住宅

| |
|---|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち延床面積比で 20.5%を占め、町営住宅や高齢者住宅、定住促進住宅等 15 施設（45 棟）を保有しています。● 公営住宅のうち、築 30 年以上の建物が占める割合は延床面積比で 68.8%となっており、半数以上を占めています。● 最も古い建物としては、北町団地（昭和 25 年度建築）があげられます。● 老朽化した建物が多い施設用途といえます。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 「三春町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の計画的な点検・改修を行う等、適正な管理に努めます。● また、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組めます。● 建築年代の古い建物については、解体・改築を検討します。● 長期的な修繕計画や点検等の強化を図り、仕様の水準の改善等による耐久性の向上、予防保全の維持管理による修繕周期の延長等ライフサイクルコストの縮減を図ります。 |

(11) 供給処理施設

| |
|---|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち延床面積比で 2.0%を占め、清掃センター 1 施設（7 棟）を保有しています。● 供給処理施設のうち、築 30 年以上の建物が占める割合は延床面積比で 36.6%となっています。● 最も古い建物としては、清掃センター管理棟、前処理破碎棟、最終処分場水処理棟、漏水探知機兼倉庫、資源リサイクル作業所（各平成 10 年度建築）があげられます。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 日常点検、定期点検等を実施し、建物の予防保全に努めます。● 特に設備における計画的な維持管理や修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、継続性と効率性を踏まえた運用を推進します。 |

(12) 公園

| |
|--|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち延床面積比で 0.3%を占め、公園管理棟や公園トイレ 14 施設（14 棟）を保有しています。● 公園のうち、築 30 年以上の建物の割合は延床面積比で 17.0%となっています。● 最も古い建物としては、中央公園公衆便所（昭和 55 年度建築）があげられます。● 比較的、新しい建物が多い施設用途といえます。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。● 施設の利用状況や老朽化の状況等を勘案しながら、長寿命化が必要な施設や改修箇所等を検討し、長寿命化を推進します。● 指定管理者制度による民間運営を行っている施設は、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ることで必要なサービス水準を確保し、観光施設としての魅力度を高めます。 |

(13) その他施設

| |
|--|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち延床面積比で 7.4%を占め、倉庫や公衆トイレ、その他の普通財産等 21 施設（32 棟）を保有しています。● その他施設のうち、築 30 年以上の建物が占める割合は延床面積比で 87.3%となっており、8 割以上を占めています。● 最も古い建物としては、旧中郷小狐田分校校舎等（昭和 30 年度建築）があげられます。● 老朽化した建物が多い施設用途といえます。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。● 民間活力の導入等の手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。● 普通財産は施設の利用状況等を把握し、他施設への機能移転の必要性や可否等を含め今後の使用方法を検討します。● 廃止対象の建物は、建物の解体、跡地の売却または有効活用方策の検討等を進めます。● 機能移転する施設のうち、耐震診断が未実施・不明な施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。 |

2 インフラ施設の管理に関する基本的な方針について

(1) 道路

| |
|---|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 町道として、延長合計 343,805m（道路部面積 1,952,447 m²）を保有しています。内訳は、1 級幹線町道が 31,692m（282,065 m²）、2 級幹線町道が 25,863m（185,192 m²）、その他町道が 286,250m（1,485,190 m²）となっています。● 道路舗装は、新規整備を含め、予算措置を考慮した計画的な更新が課題です。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 道路路面調査などによる通常・定期・異常時の点検・診断の充実を図るとともに、効率的・効果的な修繕・更新等により、安全で円滑な道路環境を維持します。● 事後保全的な補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。● 主要な路線を中心に、「三春町舗装長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な機能改善により施設の長寿命化を推進します。 |

(2) 橋梁

| |
|---|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 橋梁として、79 橋、延長合計 1,642m（橋梁部面積 10,442 m²）を保有しています。● 整備後 50 年以上を経過する橋梁は、面積比で 5.3%となっています（整備年度不明の橋梁を除く）。● 整備後 30 年以上を経過する橋梁は、面積比で 60.8%となっており（整備年度不明の橋梁を除く）、全体的に老朽化が進行しつつあります。● 10 年後には、9 割以上の橋梁が 30 年以上を経過することとなるため、橋梁に係る修繕費や架け替え費用が増加することが見込まれます。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 定期点検を計画的に実施するとともに、事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。● 橋梁は「三春町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な機能改善により施設の長寿命化を推進します。 |

(3) 水道施設

①水道施設（建物等）

| |
|---|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 上水道施設の建物等として、浄水場を1施設、配水池を3施設保有しています。その他、上水道施設のポンプ場として2施設保有しています。● 上水道施設には、築30年以上の建物はありません。● 簡易水道施設の建物として、水源池を1施設、配水池を1施設保有しています。● 簡易水道施設には、築30年以上の建物はありません。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的な運用を推進します。● 人口動態やサービス水準の向上を念頭に、管路の統合等に合わせた適切な施設配置を検討します。● 建物の劣化状況を踏まえた修繕を実施しつつ、適切に維持管理を行うことで可能な限り現在の建物を永く使用します。● 水道施設に係る長寿命化修繕計画の策定を検討します。 |

②水道施設（管路）

| |
|---|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 上水道の管路として、導水管と配水管を併せて約155,493m保有しています。● 簡易水道の管路として、導水管と配水管を併せて約5,196m保有しています。● 管路のうち、20年から29年が経過した管路は59.6%となっており、半数以上を占めています。次いで、30年から39年経過した管路が21.5%となっており、合わせて8割以上を占めています。● 耐震管及び耐震適合性のある管の割合は、全体の45%^{※20}です。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 水道管路の老朽化、耐震化による布設替えを計画的に進め、安定的な給水の実現、安全な水質の確保に取り組めます。● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータベース化による一元管理を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的な運用を推進します。● 水道事業基本計画に基づき、配水管網の整備を進めるとともに、資材・工法等の新技术を活用、管路の健全度、経済性の向上など施設の適正な維持管理に努めます。● 予防保全型の計画的な維持管理により、施設の長寿命化に取り組めます。● 水道施設の管理は、技術職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。 |

※20 三春町公共施設等総合管理計画個別施設計画（水道インフラ資産）より

(4) 下水道施設

① 下水道施設（建物）

| |
|--|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 公共下水道施設の建物として、終末処理場（水環境センター）を1施設（3棟）保有しています。● 公共下水道施設には、築30年以上の建物はありません。● 農業集落排水施設の建物として、排水処理場を3施設（3棟）保有しています。● 農業集落排水施設には、築30年以上の建物はありません。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的な運用を推進します。● 人口動態やサービス水準の向上を念頭に、管路の統合等に合わせた適切な施設配置を検討します。● 建物の劣化状況を踏まえた修繕を実施しつつ、適切に維持管理を行うことで可能な限り現在の建物を永く使用します。● 下水道施設に係る長寿命化修繕計画の策定を検討します。 |

② 下水道施設（管路）

| |
|--|
| 現状および課題等 |
| <ul style="list-style-type: none">● 公共下水道施設の管路として、22,588m保有しています。● 公共下水道施設の管路は、多くが20年から30年後に更新時期を迎えることが予想されます。よって、同時期に更新事業が集中し、費用の確保が困難となる事態が見込まれます。● 農業集落排水施設の管路として、37,518m保有しています。● 農業集落排水施設管路の全ての布設年度が不明となっているため、更新時期を把握するためにも管路の劣化や損傷等を調査し、適切な更新時期を見通す必要があるといえます。 |
| 町の基本方針・将来の施設利用検討 |
| <ul style="list-style-type: none">● 管路の老朽化、耐震化に伴う布設替えを計画的に進め、災害時の減災や震災対策の強化を図り、安定的な汚水処理に努めます。● （公社）日本下水道協会の「下水道維持管理指針（平成26年9月）」に基づき、適切な点検・診断等の実施に取り組めます。● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。● 下水道施設は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成25年9月国土交通省）」および下水道長寿命化計画の手法の検討により、管路の健全度、経営的視点を含めた計画的な更新を検討します。● 下水道施設の管理は、技術職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。 |

3 公共施設等の縮減目標等

(1) トータルコストの縮減目標

公共施設等の将来更新費用が不足されると見込まれた、年間約 6.3 億円の不足分を解消するために、今後 40 年間に見込まれる公共施設の将来更新費用に対して 35.8%（年間約 6.3 億円）を縮減することを目標とします。



図 5.3.1 トータルコストの縮減目標

(2) 施設保有量に係る縮減目標

(1) で定めた目標によると、建物の縮減に伴う光熱水費や維持管理費等の減少を見込んだとしても、40 年間では約 250 億円、延床面積で約 40,000 m²の縮減を見込む必要があります。この場合、単純計算で今後 10 年間に建物の延床面積に換算して 9,000 m²から 10,000 m²程度の縮減が必要となります。

**今後 10 年間（令和 4 年度～令和 13 年度）において
『建物延床面積合計 9,000 m²～10,000 m²の縮減』を目標とする**

なお、本町が予定している今後 10 年間における建物解体予定は下表のとおりです。現状では 10 年後の縮減目標に 6,000 m²から 7,000 m²程度不足しているため、更なる施設の統廃合や建物の解体及び民間への売却・移譲を検討し、施設保有量を縮減する必要があります。

表 5.3.1 建物解体予定施設（今後 10 年間）

| 施設用途 | 建物数 (棟) | 延床面積合計 (m ²) |
|---------------|------------|-----------------------------|
| 行政系施設 | 1 | 37.9 |
| 学校教育施設（教職員住宅） | 1 | 85.3 |
| 公営住宅 | 13 | 2,099.7 |
| その他施設 | 6 | 957.8 |
| 合計 | 21 | 3,180.7 |

(3) 平準化に係る目標

建物の建築年度により改築や修繕の時期が異なるものの、特定の年度に費用が集中しないように、改築や修繕の実施時期を調整する必要があります。そこで、本町では、過去5年間における投資的経費の実績及び長寿命化対策等を講ずる場合における今後の維持更新コストの算出結果を踏まえ、施設維持・更新費用に係る平準化目標を下記のとおりを設定します。

公共施設等に係る維持・更新コストの平準化に向けて
『1年間当たり最大 20 億円程度とすること』、
『1年間の平均コストを 11 億円程度とすること』を目標とする

今後の維持・更新コストが突出する年度の費用を、実施事業の優先順位を考慮しつつ下図イメージで前倒しまたは後ろ倒しすることで、なるべく特定の年度に偏りが生じないよう費用の平準化を行います。

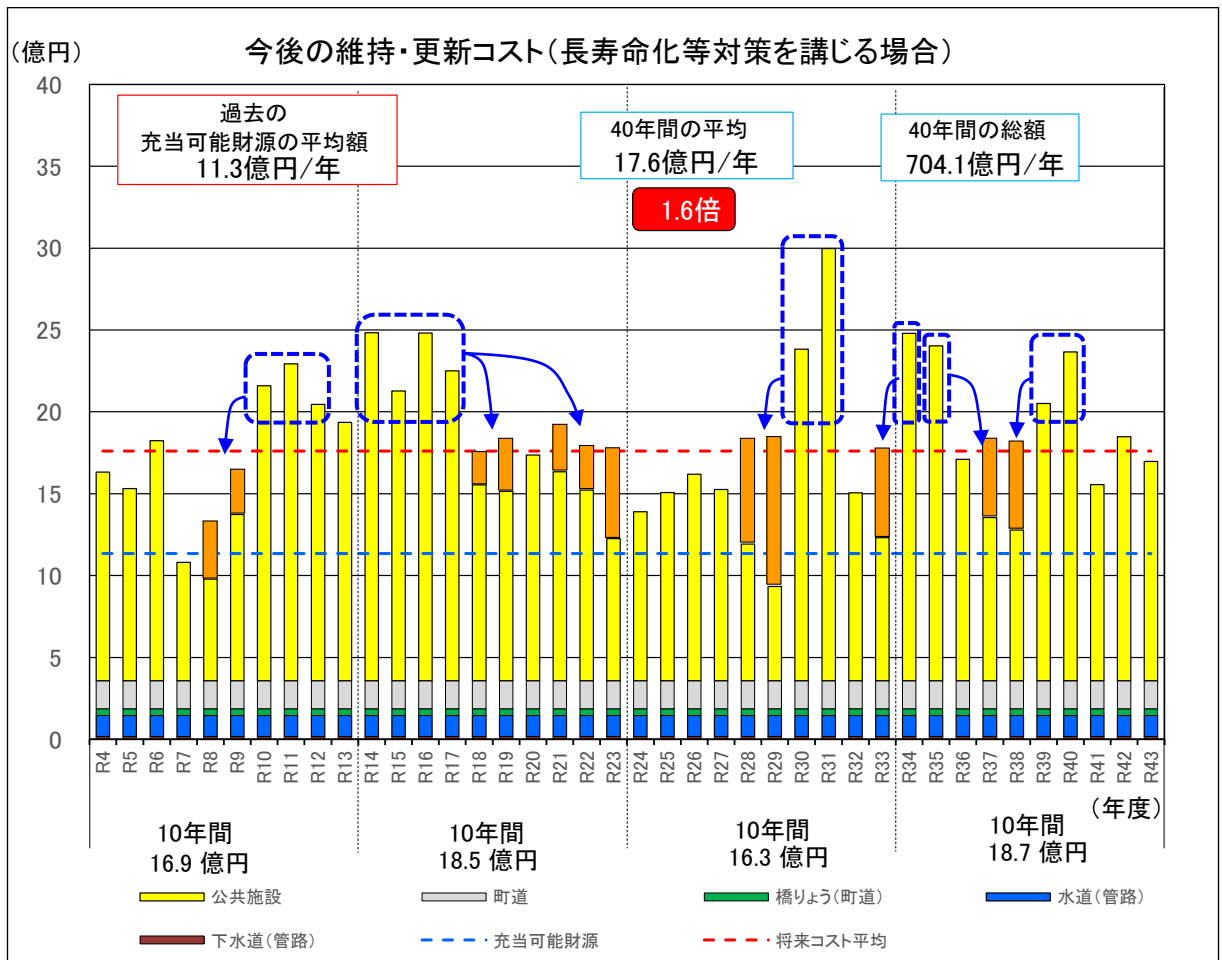


図 5.3.2 今後の維持・更新コスト平準化イメージ

第6章 実行体制の整備

1 全庁的な取組み体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 推進体制

本計画推進にあたっては、財務課が全体を一元的に管理し、総資産量を把握するとともに組織横断的な調整機能を発揮しつつ、毎年度の行財政改革職員委員会において進捗管理、点検及び評価を行うとともに方針の改定や見直しを行うこととします。

(2) 個別施設計画の策定・改訂

施設ごとに必要に応じて、国の技術的助言等による個別施設計画を策定するとともに、既に策定されている個別施設計画については、本計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しを行い、それぞれの施設の特性に応じた計画的な維持管理等を図ることとします。

(3) 財政担当との連携

長期的な視点から策定した施設保全の実施にあたっては、財政措置があつてはじめて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的に実施していくためには、財政担当との連携が必要不可欠であり、財政状況を考慮しながら、進捗管理を図り、財政計画のローリングに反映させることとします。

(4) 町民との協働

公共施設における行政サービスの有効性を始め、維持管理費用や利活用状況に関する情報の町民への提供を推進し、協働の推進に向けた環境整備を行います。

さらに、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ることとします。

(5) 職員の意識改革

全庁的に推進していくには、職員一人ひとりが意識を持って取組んでいく必要があります。公共施設やインフラ施設の現状を十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、維持管理へと方向転換を図っていくとともに、社会情勢や町民ニーズの変化に対応できるような町民サービスの向上のため、自らが創意工夫を実践していくことが重要と捉え、職員の意識の向上に努めることとします。

2 フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップを下記の手順で実施することで、計画の実施過程で洗い出された課題等に基づき定期的に計画や事業費を見直しながら、公共施設マネジメントに取り組めます。

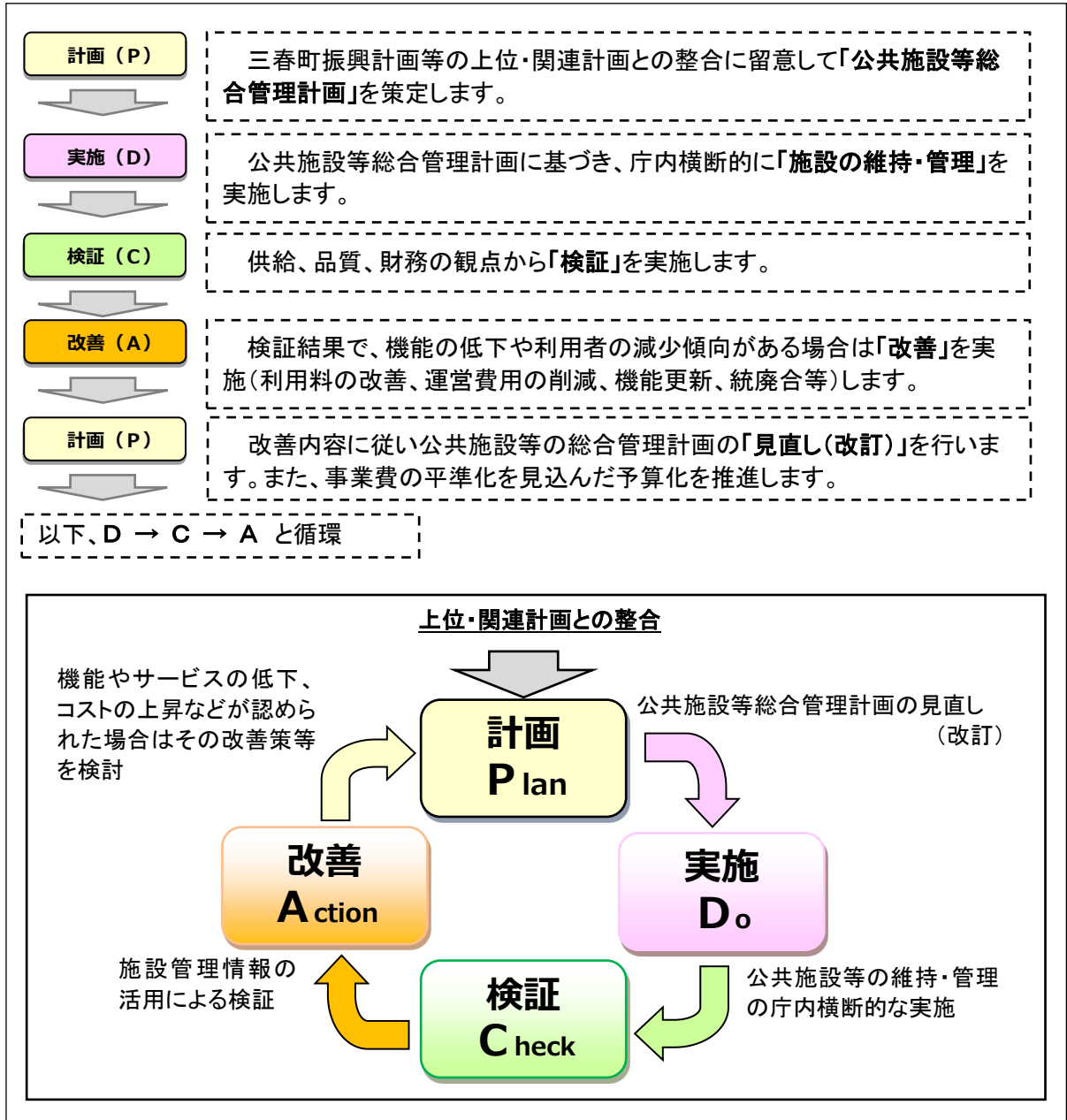


図6.2.1 フォローアップの実施方針のイメージ

資料編

1 今後 10 年間の主な公共事業の計画

今後 10 年間に予定される大規模^{*21}な公共事業については、次のとおりです。

なお、事業の実施にあたっては、起債（公共施設等適正管理推進・業債等）や春町公有施設整備基金の活用を検討します。

1 改修等工事（予定）

| | 事業名 | 備考 |
|------------------|-------------------|----|
| 公共施設 | 八雲団地改修工事 | |
| | かいやま団地改修工事 | |
| | 一本松 3 4 団地外壁改修工事 | |
| | 定住促進住宅改修工事 | |
| | 岩江小学校体育館屋上・外壁防水工事 | |
| | 沢石小学校外壁改修工事 | |
| | 御木沢小学校増改築工事 | |
| | 国際交流館屋根外壁改修工事 | |
| | 敬老園屋根・外壁防水工事 | |
| | 敬老園屋内給水管更新工事 | |
| | 白山ゲートボール場屋根外壁改修工事 | |
| | 旧桜中学校交流施設外壁改修工事 | |
| | 北町蔵修繕工事 | |
| | 堆肥センターシート補修工事 | |
| インフラ施設 | 五本木垢潜薬師道線道路改良工事 | |
| | 下舞木岩本線外道路改良工事 | |
| | 四反田富沢線舗装補修工事 | |
| | 南原芹ヶ沢込木線舗装補修工事 | |
| | 五本木垢潜線舗装補修工事 | |
| | 山田鷹巣線舗装補修工事 | |
| | 谷戸深田和線舗装補修工事 | |
| | 谷戸深田和線歩道整備工事 | |
| | 実沢青石永志田線道路改良工事 | |
| | 町営運動場線舗装補修工事 | |
| | 三春北線舗装補修工事 | |
| | 山田南北線舗装補修工事 | |
| | 三春西大橋橋梁補修工事 | |
| | 過足簡易水道配水管改良工事 | |
| 三春水環境センター脱水機増設工事 | | |

※公共施設長期修繕計画及び中期財政計画（第3期）等より抜粋。

21 事業費 10,000 千円以上を対象に抽出

2 解体工事（予定）

| | 事業名 | 備考 |
|------|------------------|----|
| 公共施設 | 沼倉団地解体工事 | |
| | 北町団地解体工事 | |
| | 鶴蒔田団地解体工事 | |
| | 舞木団地解体工事 | |
| | 滝稻荷神社脇公衆トイレ解体工事 | |
| | 旧中妻中学校体育館解体工事 | |
| | 旧三春中学校プール管理棟解体工事 | |
| | 旧沢石小学校校長住宅解体工事 | |
| | 旧沢石教職員住宅解体工事 | |
| | 旧中郷小学校校長住宅解体工事 | |
| | 旧特用林産展示施設解体工事 | |
| | 要田分団第1部屯所解体工事 | |

3 新築工事（予定）

| | 事業名 | 備考 |
|------|------------------|----|
| 公共施設 | 御木沢消防防災センター新築工事 | |
| | 岩江認定こども園（仮称）建築工事 | |
| | 三春町防災避難施設管理棟新築工事 | |
| | | |
| | | |
| | | |

三春町公共施設等総合管理計画

策 定 年 月 平成 27 年 10 月
第 1 回 改 訂 令和元年 12 月 (一部改訂)
第 2 回 改 訂 令和 4 年 3 月

福島県三春町 財務課 管理契約グループ
〒963-7796
福島県田村郡三春町字大町 1 番地 2
TEL 0247-62-2132
FAX 0247-61-1110
E-mail zaimu@town.miharu.fukushima.jp